

北海道開発局
統合通信ネットワーク運転監視
(令和9年度)
実施要項(案)

令和8年●月

国土交通省北海道開発局

目次

1. 趣旨
2. 本監視の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項
3. 実施期間に関する事項
4. 入札参加資格に関する事項
5. 入札に参加する者の募集に関する事項
6. 本監視を実施する者を決定するための評価の基準その他本監視を実施する者の決定に関する事項
7. 本監視に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
8. 本監視の請負者に使用させることができる国有財産に関する事項
9. 本監視請負者が発注者に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本監視の適正かつ確実な実施の確保のために本監視請負者が講ずべき措置に関する事項
10. 請負者が本監視を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により請負者が負うべき責任に関する事項
11. 本監視に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項
12. その他本監視の実施に関し必要な事項

別紙1 従来の実施状況に関する情報の開示

別添 北海道開発局統合通信ネットワーク運転監視特記仕様書

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国土交通省北海道開発局は（以下「当局」という。）は「公共サービス改革基本方針」（令和 8 年 7 月 7 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「北海道開発局統合通信ネットワーク運転監視」（以下「本監視」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

2. 本監視の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 本監視の概要

本監視は、当局が管理する統合通信ネットワークを構成する通信設備、電気設備及び情報通信システム設備について、運転監視を行う業務である。本監視における運転監視とは、監視装置等により設備の状態を常時把握し、異常の発生を検知した場合において、あらかじめ定められた基準及び手順に従い、関係部署等への報告及び記録を行う業務をいう。

なお、本監視は、設備の復旧作業、運用上の判断又は復旧方針の決定を行うものではなく、これらについては当局が担うものとする。また、機器交換、修理その他の物理的な復旧作業は本監視には含まれない。

(2) 本監視の内容

本監視の具体的な内容、実施方法、監視対象、報告基準及び手順等については、別添「北海道開発局統合通信ネットワーク運転監視 特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）に定めるとおりとする。

なお、本監視における主な業務内容は次のとおり。

- ①運転監視
- ②巡回監視
- ③運転監視業務の記録
- ④システム監視（監視及び診断、維持管理及び対応、情報収集及び管理、インシデント対応、記録、その他）

(3) 業務の引継ぎ

本監視を円滑かつ確実に実施するため、業務開始時及び業務終了時において、適切な業務の引継ぎを行うものとする。当局は、引継ぎが円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるとともに、その実施状況を確認する。

①業務開始時の引継ぎ

令和 9 年度履行開始時における引継ぎについては、監督職員による引継

ぎとする。

②業務終了時の引継ぎ

請負者は、本監視の履行終了にあたり、次期に本監視を実施する者（以下「次期実施者」という。）がある場合には、次期実施者が円滑に業務を開始できるよう、必要な情報（監視対象の概要等）、手順、運用状況等について引継ぎを行うものとする。なお、当該引継ぎに要する費用については、本監視の履行に含まれるものとする。

(4) 確保されるべき業務の質

本監視は、特記仕様書に基づき実施されるものであり、同仕様書に定める監視頻度、監視項目、記録内容及び報告手順が、継続的かつ確実に履行されていることをもって、業務の質が確保されているものとする。

また、本監視における業務の質については、特記仕様書に定める記録及び報告内容により確認することとし、確認対象は、運転監視業務日誌、システム監視記録簿、月次報告書及び脆弱性監査報告書とする。

本監視に係る業務の質は、下記事項が適切に履行されることにより確保されているものとする。

- ①特記仕様書に定める手順に従い、運転監視、巡回監視及びシステム監視が漏れなく実施されていること。
- ②運転監視業務日誌、システム監視記録簿、月次報告書及び脆弱性監査報告書について、必要な項目が正確に記載され、適切に提出されていること（提出率 100%）。
- ③監視により異常又は不具合を検知した場合には、特記仕様書に定める手順に従い、報告が行われていること。
- ④報告内容について、事実に基づく正確性が確保されていること。

(5) 創意工夫の発揮可能性

本監視を実施するにあたって、特記仕様書に定める事項を前提としつつ、請負者が有する知見及び技術を活かし、業務の質、効率化及び確実性の向上の観点から創意工夫を発揮することを妨げないものとする。また、業務の実施方法、監視体制、報告手順等について改善すべき事項がある場合は、従来の業務の質を確保しつつ提案を行うことができるものとする。ただし、創意工夫の内容は、本監視が監視及び報告を目的とする業務であることを前提とし、設備の復旧作業、運用上の判断又は復旧方針の決定を含まないものとする。

(6) 契約の形態及び支払い

ア 契約形態

契約の形態は、業務請負契約とする。

イ 支払方法

発注者は、請負者が実施する本監視について、契約書及び仕様書等に定める内容に基づき、監督職員による監督を行うとともに、業務が完了したときは、請負者からの通知を受けた日から 10 日以内に、必要に応じ立会いの上、業務の完了を確認するための検査を行う。

請負者は、当該検査に合格し、成果品を発注者に引き渡したときは、契約書の定めに従い、契約金額の支払を請求することができる。

発注者は、適正な支払請求書を受領した日から 30 日以内に、契約金額を支払うものとする。

なお、成果品とは、運転監視業務日誌、システム監視記録簿、月次報告書及び脆弱性監査報告書、本監視において作成・提出する記録及び報告書一式をいう。

ウ 部分払

本監視については、契約書の定めに基づき、業務の完了前であっても、既に業務を完了した部分がある場合には、当該既履行部分に相応する契約金額相当額の 90%以内の額について、部分払を行うことができる。ただし、当該部分払の請求は 1 回を限度とする。

この場合、請負者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ既履行部分の確認を発注者に請求するものとし、発注者は、その請求を受けた日から 10 日以内に、必要に応じ立会いの上、当該既履行部分の確認を行う。

発注者は、当該確認の結果を請負者に通知し、請負者は、その通知を受けたときは部分払を請求することができる。

発注者は、部分払の請求を受けた日から 14 日以内に、部分払金を支払うものとする。

エ 業務内容又は品質が適合しない場合の対応

発注者は、本監視において、業務の内容又は品質が契約書若しくは仕様書等に適合しないと認められる場合には、契約書の定めに基づき、請負者に対して業務の修補による履行の追完を求めることがある。

オ 履行条件の変更等

請負者の責めに帰すことができない事由により、業務の履行に支障が生じた場合、又は履行期間内に業務を完了することができない場合には、契約書の定めに基づき、履行期間の変更又は契約金額の変更について、発注者と請負者との間で協議を行うものとする。

(7) 費用負担等に関するその他の留意事項

ア 物品・消耗品等の負担

本監視の実施にあたり必要となる物品、消耗品及び資機材については、契約書及び特記仕様書において発注者が貸与又は提供するものを除き、請負者の負担と責任において確保するものとする。

なお、貸与物品および請負者が確保する物品等は別紙 1「従来の実施状況に関する情報の開示」に示すとおりである。

イ 業務の実施環境

本業務の実施に当たっては、発注者が貸与する機器及び環境を使用することを原則とする。なお、当該貸与機器及び作業環境の概要については、別紙 1「従来の実施状況に関する情報の開示」に示すとおりである。ただし、履行上必要な場合においては、発注者の業務運営及びセキュリティに支障を及ぼさない範囲で、あらかじめ監督職員の承諾を得た上で、請負者が保有する機器を使用することができる。

ウ 準備行為に要する費用

請負者が行う体制構築、要員確保、機器準備その他の準備行為に要する費用については、請負者の負担とする。

3. 実施期間に関する事項

業務請負契約の契約期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

4. 入札参加資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和07・08・09年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」において、A、B又はC等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。（有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ 許可決定等に伴い定款、役員等に変更があった場合は、それを証明する書類及び競争参加資格審査申請書変更届（鮮明であれば写しでも可）

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

なお、競争参加資格を有しない者は、速やかに資格審査申請を行い、競争参加資格を得ること。

資格審査に関する問合せ先

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ

電話 011-709-2311 内線 5833

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

なお、更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写し）

イ 決定等に伴い、定款、役員等に変更があった場合は、競争参加資格審査申請書変更届

(4) 申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付け北開局会第611号）又は「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置について」（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていない

こと。

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
- (7) 電子調達システムから公示用書類を直接ダウンロードした者であること又は発注者から公示用書類の交付を受けたものであること。
- (8) 法人税並びに所得税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (10) 予決令第 73 条の規定に基づき、発注者が本件に必要と認めて定める次の資格を有する者であること。
 - ア 下記に示す「対象設備」に係る、次のいずれかの条件を満たす者であること。
 - (ア) 保守又は点検業務又は運転監視業務の履行実績がある者（元請又は下請の実績でも可）
 - (イ) 製造、据付、調整の履行実績又は工事の施工実績がある者（元請の実績に限る。）
 - (ウ) 再委託による履行実績があり、次のすべての条件を満たす者
 - (i) 元請が「対象設備」に係る保守又は点検業務又は運転監視業務を受注後、発注者に提出し承諾を得た書類（以下「再委託申請書」という。）に、会社名又は代表者名が記載されていること。
 - (ii) 再委託申請書の作業の範囲が、「対象設備」に係る保守又は点検業務又は運転監視業務であること。
 - ※「対象設備」とは、次のいずれかの設備をいう。
 - ・ 多重無線設備
 - ・ 端局設備
 - ・ 遠方監視設備
 - ・ 長距離（30km 以上）用光伝送設備
 - ・ 移動体通信設備
 - ・ 交換設備
 - ・ ネットワーク設備
 - ・ テレメータ設備
 - ・ 情報システム（河川情報又は道路情報に関するもの）
 - ・ レーダ雨（雪）量設備
 - イ 本監視の配置予定管理技術者は、申請書等の提出期限の時点で、次の（ア）から（エ）のいずれか一つの条件を満たす者であること。

- (ア) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学、短期大学又は高等専門学校若しくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者、又は専修学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、専門士若しくは高度専門士と称する者で、卒業後、情報システム又は情報通信設備の運用・監視に関する実務経験を 3 年以上有する者。
- (イ) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による高等学校又は専修学校若しくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後、情報システム又は情報通信設備の運用・監視に関する実務経験を 5 年以上有する者。
- (ウ) 上記（ア）及び（イ）以外の者で、情報システム又は情報通信設備の運用・監視に関する実務経験を 7 年以上有する者。
- (エ) 第一級陸上特殊無線技士、電気通信主任技術者、アナログ第一種、デジタル第一種、アナログ・デジタル総合種、AI 第一種、DD 第一種、AI・DD 総合種、第一級アナログ通信、第一級デジタル通信、総合通信、情報処理安全確保支援士のいずれかの資格又は同等以上の資格を有する者。

(11) 競争に参加する者の義務等

- ア 入札参加を希望する者は、競争参加資格を有することを確認するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出し、発注者の確認を受けなければならない。
- イ 入札参加を希望する者は、本実施要項 4 に定める競争参加資格を有することを証明する書類を提出しなければならない。
なお、競争参加資格を申請中の者は資格審査申請書の写しを提出するものとし、開札の時までに競争参加資格を有することが確認できない場合は、当該者の行った入札は無効とする。
- ウ 申請書等は電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙入札方式参加願を提出した場合は、持参、郵送等又は電子メールにより提出することができる。
- エ 申請書等の作成及び提出並びに入札に要する費用は、提出者の負担とする。
- オ 発注者は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- カ 提出された申請書等は返却しない。
- キ 提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は認めない。
- ク 入札参加希望者は、入札日までの間において、提出された書類に関し、発注者から説明又は協議を求められた場合には、これに応じなければならない。
- ケ 競争参加資格の確認の結果、発注者の示す競争参加資格を満たさない者は入札に参加することができない。
- コ 予決令第 85 条の調査基準価格を下回る入札を行った者は、発注者の行う調査に協力しなければならない。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札手続の概要

本監視は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システムにより実施する対象業務である。ただし、やむを得ない理由により電子調達システムによる手続きが困難な場合は、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式による参加を認めるものとする。

なお、電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への変更は、原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、入札手続全体に影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

(2) 申請書等の提出

入札に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを確認するため、申請書等を提出しなければならない。申請書等の提出方法及び提出期限については、入札公告に定めるところによるものとする。また、提出された申請書等に関し、発注者から説明又は資料の追加提出を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、提出期限後における申請書等の差替え及び再提出は認めないものとする。

(3) 質問の受付

入札に関する事項について質問がある場合は、入札公告に定める方法により提出するものとする。質問に対する回答は、入札公告に定める方法により行うものとする。

(4) 入札手続及びスケジュール

本監視の入札に係る主な手続の流れは、次のとおりとする。

ア 入札公告	: 令和8年12月上旬
イ 入札説明書等の交付	: 令和8年12月上旬
ウ 申請書等の提出期限	: 令和9年1月下旬
エ 競争参加資格結果通知	: 令和9年2月上旬
オ 入札書の提出期限	: 令和9年2月中旬
カ 開札	: 令和9年2月中旬
キ 落札予定者の決定	: 令和9年3月上旬
ク 契約締結	: 令和9年4月1日

(5) 入札及び開札

ア 入札金額

入札金額は、本監視に要する一切の経費の110分の100に相当する金額とする。

イ 入札書の提出

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙入札方式による場合は、入札公告に定める方法により提出するものとする。

ウ 開札

開札は、入札者又はその代理人の立会いのもと行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を

立会わせて行うものとする。なお、電子調達システムにより入札書を提出した場合は、立会いは不要とする。

エ その他

その他、入札及び開札に関し必要な事項は、入札公告に定めるところによる。

6. 本監視を実施する者を決定するための評価の基準その他本監視を実施する者の決定に関する事項

(1) 落札方式

本監視を実施する者の決定は、最低価格落札方式によるものとする。

(2) 落札者の決定

入札公告に示す要件を満たし、かつ、入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最も低い者を落札者とする。ただし、落札となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とすることがある。

なお、予算決算及び会計令第 84 条の規定に該当する場合は、同令第 85 条の基準を適用するものとし、調査を行うものとする。

(3) くじによる決定

落札者となるべき者が 2 人以上あるときは、くじ引きによって落札者を決定するものとする。

なお、くじの方法については、入札公告に定めるところによる。

(4) 落札決定の取消し

落札決定後に不正等が判明した場合には、落札決定を取り消すものとする。

(5) 初回の入札で落札者が決定しない場合の取扱い

初回の入札において入札参加者がなかった場合、又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合には、原則として、入札条件を見直した後、再度公告を行う。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、又は本監視の実施に必要な期間が確保できない等やむを得ない場合には、別途、本監視の実施方法について検討することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

7. 本監視に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

本監視に関して、以下の情報は別紙 1「従来の実施状況に関する情報の開示」

のとおり開示する。

- ① 従来の実施に要した経費
- ② 従来の実施に要した人員
- ③ 従来の実施に要した施設及び設備
- ④ 従来の実施における目標の達成の程度
- ⑤ 従来の実施状況

(2) 資料の閲覧

前項に掲げる情報のうち、従来の実施状況を把握するための資料として、月次報告書、運転監視業務日誌及びシステム監視記録簿については、民間競争入札に参加を予定している者から要望があった場合に、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。

また、その他の資料の開示について要望があった場合には、当局は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するものとする。

8. 本監視の請負者に使用させることができる国有財産に関する事項

(1) 国有財産の使用

請負者は、特記仕様書に定める履行場所における監視室、情報機器室その他の施設及び設備を、適切な管理の下、無償で使用するすることができる。

(2) 使用制限

- ① 請負者は、本監視の実施以外の目的で、前項に規定する施設及び設備を使用してはならない。
- ② 請負者は、業務の実施に必要な機器等を履行場所に持ち込む場合には、特記仕様書に定めるところにより、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。
- ③ 請負者は、使用する施設及び設備について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。
- ④ 請負者は、施設及び設備の使用を終了したとき、又は契約が終了したときは、速やかに原状回復を行うものとする。
- ⑤ 請負者は、その責に帰すべき事由により施設、設備等に損傷を与えた場合には、その復旧に要する費用を負担するものとする。

9. 本監視請負者が発注者に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本監視の適正かつ確実な実施の確保のために本監視請負者が講ずべき措置に関する事項

(1) 本監視請負者が当局に報告すべき事項、当局の指示により講ずべき指示

ア 報告

請負者は、本監視の実施に関し、業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、速やかに発注者に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

イ 調査及び検査

発注者は、本監視の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又はその職員をして、本監視の実施状況や記録その他関係資料について調査若しくは検査を行うことができる。

ウ 指示

発注者は、本監視の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、請負者に対し、本監視の実施方法の改善その他必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

ア 秘密の保持

請負者は、本監視の実施に際して知り得た発注者の情報を、本監視の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

イ 個人情報の取扱い

請負者は、本監視の実施に際して個人情報を取り扱う場合には、関係法令に基づき、適切に管理しなければならない。

ウ セキュリティポリシーの遵守

請負者は、監督職員が「国土交通省情報セキュリティポリシー」及び「北海道開発局情報セキュリティポリシー実施手順書」に基づき行う指導内容及び特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(3) 契約に基づき請負者が講ずべき措置

ア 請負業務開始

請負者は、本監視の履行期間の開始日から確実に業務を開始しなければならない。

イ 権利義務の譲渡

請負者は、本契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

ウ 著作権の譲渡

- ① 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを発注者に無償で譲渡するものとする。
- ② 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、発注者が承認した場合は、この限りではない。
- ③ ①及び②に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「請負者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該請負者著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。
- ④ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

エ 契約不適合責任

請負者は、本監視の成果物又は履行内容が契約書、共通仕様書若しくは特

記仕様書に適合しない場合は、契約書の定めに基づき、履行の追完その他必要な措置を講じなければならない。

オ 一括再委託の禁止

請負者は、本監視業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。この場合においても、当該業務は請負者の責任において適切に管理しなければならない。

なお、業務の一部を再委託する場合であっても、主たる部分（総合的業務計画、業務遂行管理、運転監視手法の決定及び技術的判断等）については、第三者に再委託してはならない。

カ 契約変更

発注者及び請負者は、本監視の実施に当たり必要があると認める場合には、契約内容の変更について協議し、必要に応じて契約内容の変更を行うものとする。

キ 契約の解除

発注者は、請負者が契約に違反した場合その他必要があると認める場合には、契約の全部又は一部を解除することができる。

ク 談合等不正行為

請負者は、本監視に関し、独占禁止法（昭和 22 年法律第 54 号）その他関係法令に違反する談合等の不正行為を行ってはならない。

談合等の不正行為が認められた場合には、契約書の定めに基づき、違約金の請求その他必要な措置を受けることがある。

ケ 損害賠償

請負者は、本監視の実施により発注者に損害を与えた場合には、必要な賠償の責任を負う。

コ 不可抗力免責

天災その他発注者及び請負者のいずれの責めにも帰することができない事由により、本監視の履行が困難となった場合の取扱いについては、契約書の定めによるものとする。

サ 記録

請負者は、本監視に関する記録を適切に作成しなければならない。

シ 法令の遵守

請負者は、本監視の実施に当たり、関係法令、契約書、電気通信施設運転監視業務共通仕様書（案）及び特記仕様書の定めを遵守し、契約の適正な履行に必要な措置を講じなければならない。

(4) 管理技術者の役割及び指示系統等の取扱い

ア 管理技術者の役割

管理技術者は、本監視の管理及び統括を行う責任者であり、契約書、電気通信施設運転監視業務共通仕様書（案）及び特記仕様書に基づき、当該業務の技術上の管理を行うものとする。

なお、管理技術者は、業務の統括及び連絡調整を担う立場であることから、原則として非常駐とする。

管理技術者の主な役割は、次に掲げるとおりとする。

- ・ 監督職員との連絡調整
- ・ 運転監視員又はシステム監視員に対する指示、指導及び監督
- ・ 業務の進捗管理
- ・ 契約書及び仕様書に基づく業務の適切な実施の確保

なお、管理技術者は、業務の管理及び統括を担う立場であることから、運転監視員及びシステム監視員と兼務して業務に従事することはできない。

イ 管理技術者の変更

管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者資格及び業務経験を有する者とし、受注者は発注者の承諾を得るものとする。

ウ 指示系統の取扱い

- ① 監督職員からの指示及び業務全体の調整については、原則として管理技術者を通じて行うものとする。
- ② 運転監視員及びシステム監視員は、設備の状態や異常の発生状況等に応じて迅速な対応が求められる場合は、監督職員と直接連絡又は確認を行うことができるものとする。
- ③ 監督職員と直接連絡又は確認を行った運転監視員又はシステム監視員は、当該対応内容について業務日誌及びシステム監視記録簿に記録するものとする。
- ④ 受注者は、③の記録により、管理技術者が業務全体の状況を把握し統括できるよう措置するものとする。

10. 請負者が本監視を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により請負者が負うべき責任に関する事項

- (1) 当局が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当局は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当局の責めに帰すべき理由が存する場合は、当局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 請負者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当局の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は当局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。
- (3) 前各項の規定に基づく損害の賠償に関し必要な事項については、契約書その他関係法令の定めによるものとする。

11. 本監視に係る法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

(1) 本監視の実施状況に関する調査の時期

発注者は、本監視の実施状況について、総務大臣が行う評価の時期（令和 10 年 5 月を予定）を踏まえ、本業務開始後、令和 10 年 3 月に状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

発注者は、本監視に係る業務の質が、2.（4）に定める「確保されるべき業務の質」に基づき確保されているかについて調査・評価を行うものとする。

当該調査・評価に当たっては、特記仕様書に基づく運転監視、巡回監視及びシステム監視の実施状況、並びに運転監視業務日誌、システム監視記録簿、月次報告書及び脆弱性監査報告書を中心に確認するものとする。これらの調査に当たっては、請負者が作成・提出する各種記録及び報告書等を用いて確認するものとする。

12. その他本監視の実施に関し必要な事項

(1) 官民競争入札等監理委員会への報告

発注者は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 26 条及び第 27 条の規定に基づき、報告徴収、立入検査又は指示等を行った場合には、その都度、当該措置の内容、理由及び結果の概要を官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

(2) 発注者の監督体制

本契約に係る監督は、発注者が自ら立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本監視の実施状況に係る監督は、次に掲げる体制により行うものとする。

監督職員：発注者が別途指定する職員

検査職員：発注者が別途指定する職員

(3) 請負者の責務

本監視の請負者は、本監視の実施に関し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされるものとする。

請負者は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 54 条から第 56 条までの規定に該当する場合には、当該規定に基づく罰則の適用を受けられることがある。

(4) 会計検査院による検査

本監視は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する検査対象に該当することから、会計検査院が必要と認めるときは、同法第 25 条及び第 26 条の規定により、発注者が実地の検査を受けることがある。

この場合において、発注者から求めがあったときは、請負者は、当該検査に必要な資料又は報告の提出等について協力するものとする。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位:千円)		
		R5年度	R6年度	R7年度
請負業務費	労務費	62,900	63,220	69,420
	諸経費	10,990	13,680	13,960
計(a)		73,890	76,900	83,380
(注記事項: 請負等の内訳は下記のとおり) 本件は、価格競争入札の対象であり、業務の全部を請負契約により実施している。 なお、支払金額は、一般競争入札の落札額(税抜き)である。 金額の増加理由は、人件費が増加したためである。				

2 従来の実施に要した人員		(単位:人) ※人数は延べ従事者数		
		R5年度	R6年度	R7年度
(本監視従事者)				
管理技術者(非常駐)※1		222(54)	224(55)	221(46)
運転監視員(常駐)※2, ※3		1,553	1,487	1,480
システム監視員(常駐)※3		240	240	240
※1 管理技術者の()内数値は札幌第1合同庁舎にて従事した人日数 ※2 運転監視員は2名体制(昼夜交代)により常時配置 ※3 運転監視員及びシステム監視員業務は主に再委託により実施 (管理技術者の主な従事内容) 札幌第1合同庁舎における主な従事内容 ・監督職員との定例打合せ、監視員に対しての安全対策、環境対策、衛生管理等の指導及び教育等 その他における主な従事内容 ・総合的業務計画、業務遂行管理、運転監視手法の決定及び技術的判断等 (業務従事者に求められる知識・経験等) 管理技術者 ・特記仕様書 第5条による 運転監視員 ・特記仕様書 第6条による システム監視員 ・特記仕様書 第7条による				

(R5年度)													(単位:人)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
運転監視員	122(18)	124(14)	146(16)	133(14)	124(13)	156(15)	140(12)	120(12)	124(12)	124(12)	116(10)	124(10)	1553
システム監視員	20(4)	21(2)	22(2)	19(2)	20(2)	19(2)	21(1)	20(1)	20(1)	20(1)	19(1)	19(1)	240
(R6年度)													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
運転監視	138(13)	128(11)	120(10)	124(10)	125(10)	120(11)	124(10)	120(10)	124(10)	124(10)	116(10)	124(10)	1487
システム監視	21(4)	20(3)	20(3)	21(3)	20(3)	19(3)	21(3)	20(3)	20(3)	20(3)	18(3)	20(3)	240
(R7年度)													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
運転監視	122(17)	124(11)	132(13)	126(11)	125(11)	121(12)	126(10)	120(10)	124(10)	124(10)	112(10)	124(10)	1480
システム監視	21(3)	20(3)	21(3)	22(3)	18(3)	20(3)	21(3)	18(3)	21(3)	19(3)	18(3)	21(3)	240
(注記事項)													
・運転監視員 土日、祝日及び年末年始期間(12月29日～1月3日)を含め、24時間体制で運転監視を実施している。 なお、監視体制は2班2名体制(8:30～20:30、20:30～8:30)としている。													
・システム監視員 土日、祝日、夏季休暇(3日間)、年末年始期間(12月29日～1月3日)を除く平日にシステム監視を実施している。 なお、監視体制は1名体制(8:30～17:30)としている。													
・表中の数字は延べ従事者数であり、同一人物が複数日従事した場合は従事日ごとに集計している。 また、()内は当該月に従事した人数である。													

3 従来の実施に要した施設及び設備
【施設】 施設名称: 札幌第1合同庁舎 使用場所: 地下1階システム監視室 【設備】 貸与品 デスクトップPC6台(OS:Windows11Pro、メモリ:16GB、ソフトウェア:Office Home & Business 2024、Webブラウザ:Microsoft Edge for business)、モニタ16面(23.8インチ フルHD)、プリンタ1台、FAX1台、電話機5台、OAデスク6台、椅子6脚、キャビネット4台、ロッカー3台、下駄箱1台 請負者所有 ノートPC1台※、モニタ1台、デジタルカメラ2台、シュレッダー1台、電話機2台、ヘルメット4個、キャビネット1台、机1台、椅子2脚 ※ノートPCは現受託者の要望により、発注者が持ち込みを許可しているもの 外部拠点 なし

4 従来の実施における目的の達成の程度

	R5年度		R6年度		R7年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
運転監視業務日誌提出率	—	100%	—	100%	—	100%
運転監視業務月次報告書提出率	—	100%	—	100%	—	100%
システム監視記録簿提出率	—	100%	—	100%	—	100%
脆弱性監査報告書提出率	—	100%	—	100%	—	100%

5 従来の実施状況

(R5年度)														(件)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
アラーム発生状況		463	551	557	532	740	544	513	492	503	489	315	364	6063
インシデント発生状況		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
試験操作 設定作業	保守対応	0	32	33	13	1	0	7	26	9	0	0	0	121
	システム 更新対応	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	障害対応	0	2	3	2	3	0	3	2	1	0	0	0	16
(R6年度)														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
アラーム発生状況		346	325	400	418	428	368	259	192	174	223	223	145	3501
インシデント発生状況		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
試験操作 設定作業	保守対応	0	21	27	13	2	0	10	26	9	1	0	0	109
	システム 更新対応	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4
	障害対応	0	1	2	3	3	0	3	0	1	0	0	0	13
(R7年度)														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
アラーム発生状況		211	205	271	286	389	437	590	481	435	280	261	260	4106
インシデント発生状況		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
試験操作 設定作業	保守対応	0	40	27	15	5	0	6	40	9	1	0	0	143
	システム 更新対応	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	障害対応	0	2	0	1	2	1	3	3	2	0	0	0	14

(注記事項)

- ・月別のアラーム発生状況等の詳細内訳については、運転監視業務月次報告書および運転監視業務日誌において確認することができる。
- ・保守対応とは、各開発建設部が別途実施する発電機及び無線設備の保守点検に伴い、運転監視員がシステムから発電機の起動や無線設備の切替を遠隔で実施できるかを確認する作業であり、1件当たりの作業時間は数分程度である。
なお、保守点検は一定の時期に集中的に実施されることから、保守対応件数についても月ごとのばらつきが生じる。
- ・システム更新対応とは、別途実施するシステム更新又は設備改修等に伴い、運転監視員がシステムの更新に伴う監視機能等の確認を行う作業である。
- ・障害対応とは、設備障害発生時に伴い、保守対応で確認した作業(発電機の起動や無線設備の切替)を実際の障害時に実施する作業である。
- ・試験操作設定作業は、運転監視業務の一環として既存の体制の中で実施しており、件数の増加に応じて要員を追加配置していない。

北海道開発局統合通信ネットワーク運転監視
特記仕様書

令和 9 年度

国土交通省 北海道開発局

第1章 総則

第1条 適用

- 1 この特記仕様書は、国土交通省北海道開発局が施行する「北海道開発局統合通信ネットワーク運転監視」（以下「本監視」という。）に適用する。
- 2 本監視の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、「電気通信施設運転監視業務共通仕様書(案)」(以下「共通仕様書」という。)により実施するものとする。
共通仕様書については、下記HPにて紹介しているので参照されたい。

https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/gi_jyutuki_jyun.html

第2条 目的

本監視は、北海道開発局が管理する河川及び道路に関する情報システム並びに情報通信設備及びこれらに附帯する設備について、24時間365日監視し、各設備の運転状況を把握するとともに、システムの信頼性の維持及び情報セキュリティの確保を目的とする。

第3条 履行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

第4条 履行範囲

本監視は、本特記仕様書に基づき実施するものとする。ただし、本特記仕様書に明記されていない事項であっても、本監視の実施に付随して必要となる確認作業や、障害発生時における簡易な状況把握等の軽微な作業については、本契約の履行範囲に含むものとする。

機器交換、修理その他の物理的な復旧作業については、本監視には含まれず、別途契約による保守業務により実施するものとする。

第5条 管理技術者

本監視に携わる管理技術者は、申請書および資料等の提出期限の時点で、以下のいずれかの条件を満たす者とする。

なお、管理技術者の配置については原則として非常駐とする。また、管理技術者は監視員として業務に従事することはできない。

- 1 学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校若しくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者、又は専修学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、専門士若しくは高度専門士と称する者で、卒業後、情報システム又は情報通信設備の運用・監視に関する実務経験を3年以上有する者。
- 2 学校教育法による高等学校又は専修学校若しくはこれに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後、情報システム又は情報通信設備の運用・監視に関する実務経験を5年以上有する者。
- 3 前各号に該当しない者で、情報システム又は情報通信設備の運用・監視に関する実務経験を7年以上有する者。

- 4 第一級陸上特殊無線技士、電気通信主任技術者、アナログ第一種、デジタル第一種、アナログ・デジタル総合種、AI 第一種、DD 第一種、AI・DD 総合種、第一級アナログ通信、第一級デジタル通信、総合通信、情報処理安全確保支援士のうち、いずれかの資格又はこれらと同等以上の資格を有する者。

第6条 運転監視員

本監視に携わる運転監視員は以下のいずれかの条件を満たす者とする。

- 1 情報システム又は情報通信設備の運用・監視に関する実務経験を1年以上有する者。
- 2 陸上特殊無線技士、工事担任者、電気通信主任技術者、IT パスポート試験のうち、いずれか一つ以上の資格を有する者。

第7条 システム監視員

本監視に携わるシステム監視員は以下のいずれかの条件を満たす者とする。

- 1 情報システム又は情報通信設備の運用・監視に関する実務経験を2年以上有する者。
- 2 基本情報技術者試験又はこれと同等以上の資格（独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する情報処理技術者試験に係る国家資格）を有する者。
- 3 前各号に準ずる知識及び技能を有する者で、過去の業務実績、保有資格等により本業務を適切に遂行する能力を有すると発注者が認める者。

第8条 資格、実務経験等の確認

請負契約締結時に、運転監視員及びシステム監視員の資格及び実務経験等が確認できる資料を監督職員に提出すること。

第9条 セキュリティポリシーの遵守

監督職員が「国土交通省情報セキュリティポリシー」及び「北海道開発局情報セキュリティポリシー実施手順書」に基づき行う指導内容及び次に定める事項を遵守すること。

1 実施体制

本監視の実施において情報セキュリティを確保するための体制（以下「実施体制」という。）を整備し業務開始までに報告すること。なお、実施体制の報告にあたっては、以下の事項を明示すること。

（ア）情報セキュリティ確保に関する責任者

（イ）提供された情報又は情報システムを取り扱う者

（ウ）緊急時の連絡体制

2 情報の取扱い

本監視の実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、次の事項を遵守すること。

（ア）本監視遂行以外の目的には使用しないこと

（イ）実施体制に定められた者以外には開示しないこと

（ウ）履行場所から許可なく持ち出さないこと

（エ）許可なく複製しないこと

3 貸与物の取扱

本監視の実施にあたり貸与された情報又は記録媒体については、適切に管理し、次の事項を遵守すること。

- (ア) 貸与期限が指定されているものは当該期限内に返却すること
- (イ) 貸与期限の指定がないものは履行終了後速やかに返却すること
- (ウ) 返却の指示がない複製物については、消去又は廃棄し、その結果を報告すること

4 電子計算機の取扱い

監督職員から貸与された電子計算機（端末、サーバ装置及びこれらに接続される周辺機器並びに記録媒体をいう。）については、次の事項を遵守すること。

- (ア) 本監視実施以外の目的で使用しないこと
- (イ) 履行場所から無断で持ち出さないこと
- (ウ) 無断でソフトウェアをインストールしないこと
- (エ) 電子計算機の設定を無断で変更しないこと

なお、履行場所への電子計算機の持込みは原則として認めないものとする。ただし、履行上必要な場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

5 認証情報の管理

識別コード及び主体認証情報については、次の事項を遵守し、管理を徹底すること。

- (ア) 他者の認証情報を使用しないこと
- (イ) 認証情報を他者に貸与又は付与しないこと
- (ウ) 認証情報を他者に知られることのないよう適切に管理すること

6 インシデント対応

本監視の履行において、情報セキュリティ対策が侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うこと。

なお、報告には情報漏えい、不正アクセス、不正プログラム感染、サービス停止及び情報改ざん等の事象を含む。

7 業務終了後の取扱い

本監視の履行終了後においても、本条に定める情報の取扱いに関する義務は継続するものとする。

第10条 業務の引継ぎ

1 業務開始時の引継ぎ

令和9年度履行開始時における引継ぎについては、監督職員による引継ぎとする。

2 業務終了時の引継ぎ

請負者は、本監視の履行終了にあたり、次期に本監視を実施する者（以下「次期実施者」という。）がある場合には、次期実施者が円滑に業務を開始できるよう、必要な情報（監視対象の概要等）、手順、運用状況等について引継ぎを行うものとする。なお、当該引継ぎに要する費用については、本監視の履行に含まれるものとする。

第2章 運転監視等

第1条 履行場所

履行場所は以下のとおりとする。

札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎

- 地下1階（システム監視室、情報機器室、電源室）
- 4階（災害対策室）
- 16階（河川情報機器室、洪水対策室、道路計画課、道路維持課、建設行政課）
- 17階（電気通信機器室）
- 18階（無線室）

第2条 履行内容

1 運転監視

運転監視員は、下記のとおり運転監視を行うものとする。また、緊急性又は重要性の高い事案を確認した場合は、必要に応じて管理技術者を經由せず、直接監督職員に報告することができる。

なお、この場合においても当該報告内容については記録するものとする。

(ア) 運転監視員は、システム監視室において、別紙1の「運転監視対象設備」に示す設備を監視するために設置されたモニタ装置を用い、別添①の「監視体制マニュアル」に基づき運転監視を行うものとする。

なお、履行期間中に新たに監視対象設備が追加された場合は、監督職員が必要と認めた当該設備を運転監視の対象とする。

(イ) 大雨、大雪、暴風雪警報が発表された場合は、該当開発建設部の機器障害状況を確認し障害状況等をメールで報告すること。また、台風5日進路予報円に北海道が含まれた場合は、全開発建設部の機器障害状況を確認し障害状況等をメールで報告すること。以降、警報または台風5日予報円が解除されるまで毎朝9時に最新の機器障害状況をメールで報告すること。

(ウ) 監督職員の指示に基づき、調査点検に伴う試験操作や設定変更作業を行うこと。操作方法及び作業手順については監督職員から提供する。

2 巡回監視

運転監視員は、巡回対象設備の運用状況を確認するため、以下のとおり巡回監視を行うものとする。

(ア) 巡回対象設備及び確認項目は、別紙2の「巡回監視対象設備」のとおりとする。

(イ) 巡回回数は、別紙2の「巡回監視対象設備」のとおりとする。ただし、監督職員との協議により変更する場合がある。

(ウ) 巡回により機器の障害を確認した場合は、当該機器の警報項目及び内容を確認し、設備の運用可否及び状況を含めて監督職員に報告すること。

3 運転監視業務の記録

(ア) 運転監視員は、運転監視及び巡回監視の実施状況、異常の発生状況及びその対応内容並びに監督職員への報告内容について、運転監視業務日誌（様式-1）に記録し、毎朝情報共有システムにより報告を行うものとする。

(イ) 北海道開発局本局以外（開発建設部、本省、地方整備局等）に対し連絡等を行った場合は、その内容、相手方所属氏名、時間等を運転監視業務日誌に記録し、情報共有システムによる提出を行う

ものとする。

(ウ) 運転監視業務日誌により報告された障害情報及び巡回監視結果について、月単位で整理し、月次報告書として、毎月情報共有システムにより監督職員に報告すること。

4 システム監視

システム監視員は、以下の監視及び作業を行うものとする。監視対象設備は、別紙3の「システム監視対象設備」によるものとし、当該監視はシステム監視室において実施するものとする。また、監視の結果、緊急性又は重要性の高い事案を確認した場合は、必要に応じて管理技術者を経由せず、直接監督職員に報告することができる。

なお、この場合においても当該報告内容については記録するものとする。

(ア) 監視及び診断

- ① 外部（インターネット）に接続されているサーバ等の脆弱性監査を行う。脆弱性の監査については別紙4の「脆弱性監査」による。
- ② 外部接続ポートの監視、Web Application Firewall 等を用いた不正アクセスの監視及び外部接続された Web サイトを定期的（1日1回以上）に巡視し、状態の確認を行う。不審なアクセス、改ざん等を確認した場合は速やかに監督職員にその旨を報告し、指示に基づき必要な措置を行う。
- ③ 前項における「必要な措置」とは、監督職員の指示に基づき実施するものであり、情報セキュリティポリシーに基づくインシデント発生時の初動対応として、対象機器の状態確認、ログ情報の確認及び保存、影響範囲の把握並びに発生事象の整理等を行うものとする。
- ④ 基線系、幹線系等に使用されているネットワーク機器に流れるトラフィックについて、トラフィックの時系列グラフ等の監視画面を用いて通信状況を監視し、トラフィック量の異常が認められる場合は、その内容を監督職員に報告すること。
- ⑤ ②項及び④項における報告は、迅速性を確保するため、原則として電話により行うものとする。ただし、トラフィックの時系列グラフ、ログ情報その他の詳細な情報については、必要に応じて電子メール等により補足するものとする。
- ⑥ システム監視対象設備のうち、別紙3の HDD 容量監視欄に記載の機器について、定期的（週1回）に記録媒体（HDD 等）の使用状況（容量）の確認を行い、使用状況が90%以上となったシステムについては、メールにて監督職員へ報告すること。

(イ) 維持管理及び対応

- ① 監視対象設備にインストールされているソフトウェアについて、最新アップデート情報及びセキュリティホール情報を日常的に収集し、当該機器に与える影響（重要度や業務への影響等）を考慮の上、適用の必要性及び対処方法について検討を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。
- ② 監督職員の指示があった場合は、アップデート及びセキュリティパッチの適用作業を実施するものとし、適用後は対象機器の動作状況を確認し、その結果を監督職員に報告すること。なお、本適用作業は、監督職員の指示に基づき限定的に実施することを想定しており、バックアップの取得やロールバック等を前提とする作業は想定していない。
- ③ 統合通信網に接続される機器の新設、更新、改修、撤去等があった場合は、監督職員の指示により関連する機器の動作確認を行うこと。なお、履行期間中に新設された機器につい

ても監督職員の指示により監視対象設備とする。

(ウ) 情報収集及び管理

別紙3に記載のシステムのサーバ類について、機種、製造年月日及びOS等のバージョン情報（サポート終了時期を含む）を収集し、監督職員に報告すること。

(エ) インシデント対応

システム監視対象設備においてインシデントが発生した場合は、当該状況を確認し、速やかに監督職員に報告し、監督職員の指示に基づき、一時的なデータ保全作業（バックアップ取得等）及び応急的な復旧支援（リストア作業を含む）を行うこと。

なお、本格的な復旧作業は本監視の対象外とする。また、バックアップに必要な資材及び手順等の資料は、監督職員が準備する。

(オ) 記録

システム監視員は、システム監視における日常の監視業務に係る実施結果、異常の発生状況及びその対応内容並びに監督職員への報告内容についてシステム監視記録簿（様式-2）に記録し、翌勤務日朝情報共有システムにより報告を行うものとする。

5 その他

監督職員が業務の遂行上必要と認めた場合は、管理技術者との協議により、必要な作業を指示する場合がある。

第3条 運転監視時間

1 運転監視

(ア) 運転監視期間は、令和9年4月1日0:00～令和10年3月31日24:00までとする。

(イ) 運転監視時間は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始期間（12月29日～1月3日）を含む24時間とする。

(ウ) 勤務態勢は8:30～20:30（休息1時間含む）までを1班、20:30～8:30（休息1時間含む）までを1班とする2班体制を基本とし、1班は2名構成とする。

(エ) 常に監視が継続できるように、休息時間はずらして取得すること

2 システム監視

(ア) システム監視期間は、令和9年4月1日～令和10年3月31日までとする。

(イ) システム監視時間は、平日の8:30～17:30（休息1時間含む）とし、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇（3日間）、年末年始期間（12月29日～1月3日）は含まないものとする。

(ウ) システム監視員が、定められた監視時間中において監視業務を実施できない状態となる場合は、事前に監督職員へ報告し承諾を得るものとする。また、当該時間帯における監視体制は1名構成とする。

(エ) 監督職員が業務の遂行上必要と認めた場合は、本従事時間によらず対応するものとする。その場合は、設計変更にて清算する。

第4条 庁舎等の使用

本監視の履行にあたり、庁舎施設及び備品等を使用する場合は必要な範囲に限り、監督職員の指定する部分を使用すること。

第5条 情報共有システムの活用

本監視は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象とすることができる。なお、活用にあたっては、「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月）に基づき実施すること。

1 情報共有システムの選定

受注者は、本監視で使用する情報共有システムを選定し、監督職員と協議し承諾を得なければならない。使用する情報共有システムは、次の要件を満たすものとする。

「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件（令和7年3月版 Rev1.7）」（国土技術政策総合研究所）

2 契約及び運用

（ア）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様及びワークフロー機能の対象者については、監督職員と協議の上決定する。

（イ）受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

- ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理し、解決できる体制を整備すること。
- ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏えい、データ破壊、システム停止等があった場合は、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い、適正な処置を行うこと。
- ③ 上記②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員又は受注者が判断した場合又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上、情報共有システムの利用を停止できること。

3 費用及びその他

（ア）情報共有システムを利用する監督職員及び受注者の費用は、諸経費の率分に含まれるものとする。利用料金は、情報共有システムへの登録料及び使用料とする。

（イ）受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握又は利用にあたっての評価のため、アンケート等の提出を求められた場合は、これに協力しなければならない。

管理技術者	
運転監視員	

北海道開発局

運転監視対象設備

監視方法及び監視項目については、運転監視マニュアルによること。

	設備区分	監視対象装置
1	通信設備	遠方監視制御装置（WSV）
2		多重無線装置
3		V H F
4		F W A
5		複合端局装置
6		デハイドレータ
7		網同期装置（NSE）
8		基線ネットワーク
9		幹線・本線ネットワーク
1 0		光端局装置、L3-SW、 μ -RPR
1 1		電話交換機、4W 中継交換機
1 2		IP 電話交換機
1 3		K- λ
1 4		局舎設備・室内設備
1 5		入退室管理システム
1 6		光ファイバ監視システム
1 7	電気設備	直流電源装置
1 8		発電機
1 9		CVCF、無停電電源装置
2 0		受電設備
2 1	情報通信システム	道路テレメータシステム
2 2		統一河川情報システム
2 3		C バンドレーダ
2 4		X バンドレーダ
2 5		VICS システム
2 6		道路管理情報システム
2 7		防災情報共有システム
2 8		道の駅映像表示システム
2 9		道路情報提供システム（北海道）
3 0		北海道地区道路情報（管理者向サイト）
3 1		河川リアルタイム情報システム
3 2		ダムリアルタイム情報システム
3 3		火山リアルタイム情報システム

	設備区分	監視対象装置
3 4	情報通信システム	高規格道路情報システム
3 5		交通量常時観測システム
3 6		CCTV 静止画像一覧
3 7		カメラ映像蓄積管理装置
3 8		本局館内共聴映像
3 9		テレメータ装置
4 0		防災メール配信装置

巡回監視対象設備

- 1 備考欄に巡回回数の記載が無い装置については、日勤・夜勤はそれぞれ 1 日各 1 回で、休日は 1 日 4 回巡回すること。
- 2 備考欄に特別な記載がない場合は、巡回監視の内容は、装置のアラームランプの表示状態、異音、異臭、室内温度等（装置温度を計測している場合は装置温度を含む）を確認することとする。

場所	番号	装置名称またはラック名称	数量	仕様または実装装置等	備 考
18 階無線室	1	多重無線通信装置	2 架	6.5GHz、128QAM、3072CH（6.3Mbps×32）[中小屋向] 6.5GHz、128QAM、1536CH（6.3Mbps×16）[藻岩山向]	月始めに 1 回、屋外アンテナの目視確認と装置の詳細確認実施
	2	多重無線通信装置	1 架	6.5GHz、128QAM、1536CH（6.3Mbps×16）[手稲向]	
	3	デジタル端局装置	8 架	複合型 960CH（基本架×8） μ -RPR×3 網同期装置	
	4	NW ラック 01	1 架	WSV 遠方監視制御装置 基線系 MPE（旧 μ -RPR） 幹線系ネットワーク監視装置 遠方監視制御システム監視サーバ L3-SW、SV 用 L3-SW カメラメタ情報管理サーバ、コンソール、管理端末 インバンドリング-（苗穂向け）×2	その他同架内で稼働中の装置を含む。
	5	NW ラック 02	1 架	光伝送装置（道東系）×2、光伝送装置（道北系）×2、 光伝送装置（道南系）×2 ゲートウェイ BOX（北海道河川情報接続用） インタフェイス変換機、IP 画像切替制御用 L3-SW タイムサーバ、電気通信共有 NAS#1、2	その他同架内で稼働中の装置を含む。 22U と 28U の NAS は除く。
	6	NW ラック 03	1 架	幹線集約 L3-SW#1 コア L3-SW#1、2 防災サーバ集約収容 L3-SW#3、4 管理モジュール集約収容 L3-SW#1、2 、VPN ルータ L2-SW マルチキャストファイアウォール装置 ユニキャストファイアウォール装置 基線集約 L3-SW#1、#2	その他同架内で稼働中の装置を含む。

場所	番号	装置名称またはラック名称	数量	仕様または実装装置等	備 考
18 階 無 線 室	7	NW ラック 04	1 架	幹線集約 L3-SW#2 コア L3-SW#1、2 端末集約収容 L3-SW#1、2、基線系通信データ補足装置 α 、 β 、模擬データ発出装置#1～3、SW-BOX α 、 β 共通ケーブル設備 1 L2-SW 優先制御装置(道東系、道南系、道北系) 17F/18F 防災サーバ収容モジュール集約収容 L3 1 系 17F/18F 防災サーバ収容モジュール集約収容 L3 2 系 端末集約収容 L3-SW-1 端末集約収容 L3-SW-2 L3SW (PoE 給電) _29U 行政 FW 次世代 FW-FMC	その他同架内で稼働中の装置を含む。
	8	NW ラック 05	1 架	入退室管理サーバ L3-SW、L2-SW	その他同架内で稼働中の装置を含む。
	9	テレメータ監視局装置 (自律型)	1 架	テレメータ装置 (自律型) 監視装置	
	10	電話交換装置	1 架	電話交換装置本体 電話交換装置 BASE ユニット 電話交換装置 TSW 電話交換装置 PIR (8U) 電話交換装置 PIR (7U) 保守端末 IP 電話交換装置 (呼制御部) IP 電話交換装置ゲートウェイ部 (SIP) コア L2-SW×2	
	11	デハイドレータ	2 台		夜勤で 1 回圧力計指示値及び加圧 カウンタ値を記録。
	12	IP 装置収容架	1 架	全国瞬時警報システム受信装置 L2-SW 管理用 PC	
	13	空気調和設備	3 台	水冷式エアコン (ACP-9) ×1 台 パッケージエアコン×2 台	日勤、夜勤で各 1 回確認実施。
	14	分電盤	5 面	DC 分電盤×2 面 AC 分電盤×3 面 (CVCF1、CVCF3、LM-2)	ブレーカの状態等を月 1 回確認。
	15	共聴設備	3 架	IP-ENC/DEC OFDM 変調器 混合器 増幅器 HD-SDI 映像切替部 L2-SW	その他同架内で稼働中の装置を含む。

場所	番号	装置名称またはラック名称	数量	仕様または実装装置等	備 考
17階電気通信機器室	16	直流電源装置	1 式	整流器盤 (KSR-48-100N ユニット×5) 蓄電池盤 (MSE750×50 セル)	負荷電流値の記録を 1 日 1 回実施。
	17	情報関連装置モニタ	1 式	WSV 端末、K-λ 遠隔通信制御装置	
	18	空気調和装置	2 台	水冷式エアコン (ACP-8) ×1 台 パッケージエアコン×1 台	日勤・夜勤で各 1 回確認実施。
	19	分電盤	5 面	AC 分電盤×4 面 (LM-1、CVCF2、CVCF4、CVCF5) UPS 電源分岐盤	月 1 回ブレーカの状態等を確認実施。 LM-1 分電盤は出力電力値 (3φ3W) を日勤で 1 日 1 回記録。
16階河川情報機器室	20	統一河川情報システム	1 架	L2-SW 防災系#1 SW-HUB	
	21	分電盤	1 面	LD-11 分電盤	ブレーカの状態等を月 1 回確認。 (平日)
	22	空気調和装置	1 台	水冷式エアコン (ACP-6) ×1 台	日勤で確認実施。(平日)
16階洪水対策室	23	模写電送装置	2 台	IP-FAX×1 台	毎週月曜日に B1F の模写電送装置より送信確認を実施。
	24	分電盤	1 面	LD-10 分電盤	出力電力値 (1φ3W) を日勤で 1 日 1 回記録。
16階道路維持課	25	模写電送装置	1 台		毎週月曜日に B1F の模写電送装置より送信確認を実施。
16階道路計画課	26	模写電送装置	1 台		毎週月曜日に B1F の模写電送装置より送信確認を実施。

場所	番号	装置名称またはラック名称	数量	仕様または実装装置等	備 考
16 階 建 設 行 政 課	27	模写電送装置	1 台		毎週月曜日に B1F の模写電送装置より送信確認を実施。
4 階 災 害 対 策 室	28	防災用映像表示装置	1 式	AV 制御架 (TV 会議装置本体、映像・音声切替部、IP-ENC/DEC、L2-SW 外) ×2 HUB ラック (ヘリナビサーバ外) ×1、機器収容架 (多地点接続装置外) ×1 監視制御端末 (ノート PC) ×1 モニタ装置 (TV 会議装置を含む) 55 インチ×8、32 インチ×6 Web 会議システム (ノート PC) ×1、会議制御サーバ×1	毎週月曜日に映像表示システムの起動を行い、映像表示と音声出力の確認実施。同様に TV 会議装置の起動と多地点接続装置への接続確認を実施。 Web 会議システムは専用ノート PC からアクセスして映像と音声の確認を実施。 会議等で使用時は水曜日に実施。

場所	番号	装置名称またはラック名称		数量	実装装置等	備 考
地下 1 階 情 報 機 器 室	29	ラック 101	道路管理システム統合サーバ	1 式	VICS センター向けルータ、 VICS L3-SW、道管用 L2-SW#1・2 コンソール、道路 TM システム用 NA 道路管理システム統合サーバ#1・2 仮想管理サーバ、道管外部 Web サーバ、 データ収集変換装置 道路管理基盤集約 L2SW(本局)#1, 2	道路テレメータシステムを含む
			高規格道路情報統合サーバ	1 式	高規格 DB サーバ (仮想)、交通量常時観測 Web サーバ (仮想)	
	30	ラック 102	防災イントラシステム	1 式	防災イントラサーバ	
			走行車両事象検知サーバ	1 式	走行車両異常検知サーバ#1～16、コンソール×2、 KVM スイッチ	
	31	ラック 103	漁港監視システム	1 式	IP-ENC/DEC 漁港監視 L2-SW 漁港監視 L2-SW (防災系) IP-VPN ルータ CCTV 画像録画装置	
			道路情報システム	1 式	道路気象 L3-SW	
	32	ラック 104	カメラ管理システム	1 式	CCTV カメラ管理サーバ L2-SW#1 (業務系#1) L2-SW#2 (業務系#2) L2-SW#3 (管理系#1) L2-SW#4 (管理系#2) コンソール	
			漁港監視システム	1 式	IP-ENC/DEC×2 CCTV 録画装置	
			走行車両異常検知システム	1 式	A I 学習サーバ×1	
	33	ラック 105	各種 L3-SW、L2-SW	1 式	外部接続モジュール集約収容 L3-SW-1、2 共通ケーブル設備 2 (L2-SW)、検疫用 L2-SW 防災サーバ集約収容 L3-SW#1、2	

場所	番号	装置名称またはラック名称		数量	実装装置等	備 考
地下 1 階 情報 機器室	34	ラック 100	画像認識型交通量観測装置	1 式	IP-ENC 画像認識型交通量観測装置 業務サーバ 画像認識型交通量観測装置可搬型カメラ用 解析サーバ 画像認識型交通量観測装置 CCTV カメラ用 解析サーバ #1～6 コンソール、KVM スイッチ	
	35	ラック 201	洪水予測システム（新）	1 式	サーバ 9 台、L2-SW 1 台、L3-SW 1 台	
	36	ラック 202	防災ネットワーク監視装置	1 式	コンソール	
			除雪機械等情報管理システム	1 式	Web サーバ#1、2、DB サーバ#1、2、通信サーバ#1、2 外付 HDD、L2-SW、保守端末、ルータ、コンソール	
			道路管理データベースシステム	1 式	道路管理データベースシステム×2 台、外付け HDD	
			体制メール作成システム	1 式	体制メール作成システムサーバ	
	37	ラック 203	気象情報受信装置	1 式	気象情報受信装置、気象情報中継装置、コンソール	
			防災情報共有システム	1 式	マルチキャストファイアウォール装置 DMZ 用 L2-SW、ユニキャストファイアウォール D1 接続プロキシサーバ 外部接続モジュール収容 L3-SW-1 コンソール、IP-ENC/DEC	
			TV 会議装置	1 式	VPN 装置	
	38	ラック 204	河川越流事象検知システム	1 式	映像蓄積装置、映像アーカイブ装置、コンソール、KVM スイッチ、画像保存サーバ、評価システムサーバ	
	39	ラック 205	統合管理基盤システム	1 式	統合管理基盤 L3-SW1、2、統合管理基盤 L2-SW1、2 ハードディスク管理装置、ハードディスク記録装置、統 合管理基盤システムサーバ#1～#4、機械設備維持管理シ ステム NAS、NAS 用 L2-SW、静止画転送サーバ	IP アドレス管理システム、回線停止申 請作成支援システム、電気通信施設 DB （施設管理 DB）、静止画像蓄積シス テム、地図表示システム、災害位置情報 表示システム、機械設備 DB、光ファイ バ線路監視サーバ、光ファイバ線路管 理サーバ、OS アップデート管理サー バ、トラフィック監視サーバ
			道路情報表示制御装置	1 式	処理・Web サーバ、L2-SW、ラックディスプレイ、保守 PC	
			地震時等パトロール支援システム	1 式	地震時等パトロール支援システムサーバ、コンソール、 KVM スイッチ	

場所	番号		装置名称またはラック名称	数量	実装装置等	備 考
地下 1 階 情報 機器 室	40	ラック 206	河川越流事象検知システム	1 式	河川越流事象検知サーバ、事象検知集約表示サーバ、 L2-SW、KVM スイッチ、コンソール	
	41	ラック 301	レーダ雨雪量計システム (X バンド)	1 式	レーダ Web 表示装置 レーダデータ外部配信装置 (情報共有) レーダデータ外部配信装置 (インターネット) レーダデータ蓄積装置 コンソール	
			河川基盤情報システム	1 式	河川基盤情報サーバ 河川基盤情報バックアップサーバ ファイアウォール 外部記憶装置	
			大規模土砂移動検知システム	1 式	サーバ コンソール	
	42	ラック 302	防災情報共有システム	1 式	防災情報共有外部公開 WEB サーバ 道の駅道路情報提供サーバ (道の駅 wifi、距離と時間 検索) 震動空振情報配信統合サーバ コンソール	
			河川静止画像蓄積システム (CCTV カメラ録画装置)	1 式	NAS 蓄積管理装置 HDD 記録装置 No. 1、2、3 ダム静止画表示装置 リアルタイム情報公開サーバ、リアルタイム情報 AP サ ーバ 負荷分散装置	
	43	ラック 303	プロキシサーバ	1 式	ダム管理用プロキシサーバ イントラプロキシサーバ、コンソール	

場所	番号	装置名称またはラック名称		数量	実装装置等	備 考
地下 1 階 情 報 機 器 室	44	ラック 304	統合脅威アプライアンス	1 式	統合脅威アプライアンス装置 (FortiGate301E、FortiAnalyzer200D) DMZ-L2-SW、外部集約 L2-SW	
			防災系メールシステム	1 式	防災メール配信装置	
			道路管理情報システム	1 式	道管外部 Web 負荷分散装置	
			体制メール作成システム	1 式	体制メール作成システムサーバ	
	45	ラック 305	走行車両異常検知サーバ	1 式	道の駅映像表示装置 走行車両異常検知サーバ#17～23、コンソール×1	
			L3-SW	1 式	共有 L3-SW	
	46	ラック 306	レーダ雨雪量計システム (C バンド)	1 式	レーダデータ蓄積装置 遠隔監視制御装置 テープドライブ L3-SW、タイムサーバ、コンソール	
	47	ラック 307	道路交通情報システム (VICS 5.8GHz)	1 架	音声処理装置 No. 1、2 コンソール 編集配信装置 No. 1～4、 L2-SW 可搬型路側機 (制御部)	

場所	番号	装置名称またはラック名称		数量	実装装置等	備 考
地下 1 階 情 報 機 器 室	48	ラック 308	統一河川情報システム	1 式	コンソール、L3-SW、管理端末、負荷分散装置 管理端末装置メンテナンス HUB 提供系河川管理基盤サーバ 1、2 通信系河川管理基盤サーバ 1、2 河川管理基盤サーバ用共有ディスク装置	
			防災情報掲示板システム	1 式	防災情報掲示板システムサーバ (Web/DB サーバ) 防災情報掲示板システムサーバ (IF サーバ)	防災イントラ初期メニューより画面表示確認も実施。
	49	ラック 309	洪水予測システム	1 式	統合管理サーバ 洪水予測サーバ No. 1、2、3、4、5、6、7、8、9、 10、11 中継サーバ L2-SW、コンソール	
	50	ラック 401	高規格道路情報システム	1 式	省スペースサーバ収容筐体 通信 I/F 変換サーバ (ブレードサーバ) CCTV 画像切替サーバ (ブレードサーバ) Web サーバ L2-SW、コンソール	
			交通量常時観測システム	1 式	IP-VPN ルータ	
			新道路管理情報システム	1 式	ローカルロードバランサ	
			ラジオ再放送システム監視制御装置	1 式	ラジオ再放送監視制御装置 本体、KVM スイッチ	
			道路用 CCTV 映像配信システム	1 式	映像配信装置 映像変換装置#1、#2 コンソール L2-SW	

場所	番号	装置名称またはラック名称		数量	実装装置等	備 考
地下 1 階 情 報 機 器 室	51	ラック 402	河川情報提供システム	1 式	ユニキャストファイアウォール	
			北海道地区道路情報提供システム	1 式	AP・DB サーバ Web サーバ DMZ-L2-SW	
			画像認識型交通量観測装置	1 式	画像トラカン用 L2-SW×2	
			道路用 C C T V 映像配信システム	1 式	サーバ×3、KVM×1、L2-SW×1、保守 P C×1	
	52	ラック 403	リアルタイム情報提供システム	1 式	洪水予測 DB サーバ（気象データサーバ）1、2 内部向け表示サーバ 外付 HDD1、2（内部向け表示サーバ共有ディスク） コンソール 1、2	
			統一河川情報システム	1 式	利水ダムデータ変換サーバ、危機管理型基盤サーバ、 危機管理型基盤サーバ用共有ディスク装置	
	53	分電盤		2 面	防災系集約分電盤 UPS 分電盤 No. 3	ブレーカの状態等を月 1 回確認。
	54	空気調和装置		1 式	水冷式エアコン（ACP-1-2、ACP-1-3）×2 台 通常時巡回では確認は行わない。停電発生時のみ当該装置について以下の対応を行う。 < 停電発生・発電機始動時 > ①ACP-1-3 が動作している事を確認。 ②ACP-1-3 停止時は ACP-1-2 の動作切替スイッチを「遠方」から「手元」にして ACP-1-2 が動作している事を確認。 < 復電時 > ①空気調和装置 3 台全てが動作している事を確認。 ②動作切替スイッチを「遠方」から「手元」に切替えた空気調和装置は「遠方」に戻す。	電源容量の制限上、稼働は必ずどちらか 1 台のみとする。

場所	番号	装置名称またはラック名称	数量	仕様または実装装置等	備 考
地下 1 階 シ ス テ ム 監 視 室	55	情報関連モニタ	1 式	ピンネシリ 雷検知装置 遠隔操作制御装置 (X バンドレーダ) 遠方監視制御装置 (WSV) 遠方監視制御装置 (幹線系ネットワーク監視) ネットワーク (基線系) 監視装置 監視用端末×3 台 CCTV 監視モニタ×5 台 プリンタ 模写伝送装置	模写電送装置は毎週月曜日に下記に 対して送信確認を実施。 16 階洪水対策室×1 16 階道路維持課×1 16 階道路計画課×1 16 階建設行政課×1 各開発建設部×10
		入退室管理システム	1 式	監視端末	
		高規格道路情報システム	1 式	監視制御 PC	
地下 1 階 電 源 室	56	無停電電源装置 (CVCF) 蓄電池設備 空気調和設備	1 式	UPS (100kVA) ×2 バッテリー×2 エアハンドリングユニット	外観目視は日勤で 1 回実施。 Web 管理画面にて出力電力、バッテリー 付近温度の記録を実施。

システム監視対象設備

システム名称	詳 細	HDD 容量監視	脆弱性監査対象設備	外部アクセス 監視 (WAF)
セキュリティシステム	統合脅威管理アプライアンス装置	—	○	
	基線系ファイアウォール	—	○	
	防災情報共有ユニキャストファイアウォール D1 用	—	○	
	防災情報共有ユニキャストファイアウォール D2 用	—	○	
河川情報システム	統一河川情報システム	26 台		
	河川情報提供システム (静止画蓄積、ダム静止 画表示、リアルタイム情報公開サーバ×2)	4 台	○ (リアルタイム情報公開サーバ)	○
	河川基盤情報システム	2 台		
	洪水予測システム	15 台		
	新洪水予測システム	9 台		
	新水文水質 DB システム	3 台		
	河川維持管理 DB システム	2 台		
	大規模土砂移動検知システム	1 台		
道路情報システム	道路交通情報システム	18 台		
	道路管理情報システム	6 台	○	○
	北海道地区道路情報提供システム	2 台	○	○
	道の駅映像情報提供システム	7 台		
	高規格道路情報システム	15 台		
	交通量常時観測システム	1 台		
	画像認識型交通量観測装置	8 台		
	走行車両異常検知システム	41 台		
防災情報共有システム	防災情報共有システム	13 台	○	○
カメラ管理システム	カメラ管理システム	17 台		
レーダ雨 (雪) 量計システム	レーダ雨雪量計システム	7 台		
	X バンドレーダ雨量計システム	4 台	○	○
その他システム	防災情報掲示板 (WEB/DB サーバ、IF サーバ)	2 台		
	地震時等パトロール支援サーバ	1 台	○	○
	道の駅 wifi	1 台	○	○
	除雪機械等情報管理システム	6 台	○	○
	ダム等アクセス用リバースプロキシ	1 台	○	○
	千代田分流域水位流量等 Web 配信サーバ (帯広開発建設部)	1 台※	○	
	十勝ダム諸量データ Web サーバ (帯広開発建設部)	1 台※	○	
	十勝ダム電気設備監視 Web サーバ (帯広開発建設部)	1 台※	○	
	美利河ダム諸量データ Web サーバ (函館開発建設部)	1 台※	○	
	二風谷ダム諸量データ Web サーバ (室蘭開発建設部)	1 台※	○	
	滝里ダム諸量データ Web サーバ (札幌開発建設部)	1 台※	○	

(1) ※印のサーバ本体は、各建設部に設置。

(2) 下線で示したシステムは、第 2 本局 (旭川開発建設部設置) の監視も含むものとする。(次頁に続く)

システム名称	詳 細	HDD 容量監視	脆弱性監査対象設備	外部アクセス 監視 (WAF)
その他システム	札内川ダム諸量データ Web サーバ (帯広開発建設部)	1 台※	○	
	忠別ダム諸量データ Web サーバ (旭川開発建設部)	1 台※	○	
	大雪ダム諸量データ Web サーバ (旭川開発建設部)	1 台※	○	
	札幌河川排水機場 Web サーバ (札幌開発建設部)	1 台※	○	
	江別河川排水機場 Web サーバ (札幌開発建設部)	1 台※	○	
	滝川河川排水機場 Web サーバ (札幌開発建設部)	1 台※	○	
	サンルダム管理用 Web サーバ (旭川開発建設部)	1 台※	○	
	新桂沢ダム・芦別ダム管理用 Web サーバ (札幌開発建設部)	1 台※	○	
	平取ダム諸量データ Web サーバ (室蘭開発建設部)	1 台※	○	
	千歳川遊水地千歳事務所 Web サーバ (札幌開発建設部)	1 台※	○	
	千歳川遊水地江別事務所 Web サーバ (札幌開発建設部)	1 台※	○	
	岩尾内ダム諸量データ Web サーバ (旭川開発建設部)	1 台※	○	
	砂川遊水地 Web サーバ (札幌開発建設部)	1 台※	○	
	豊平川土砂災害システム (札幌開発建設部)	1 台※	○	
	利水ダム事前放流予測システム Web サーバ	1 台	○	
	カメラ映像蓄積システム	4 台		
	<u>防災系メールシステム</u>	1 台		
	静止画蓄積システム (HCI 内)	1 台		
	気象情報システム	2 台		
	<u>遠方監視制御システム</u>	2 台		
	回線停止作成支援システム (HCI 内)	1 台		
	災害対策室画像表示システム	1 台		
	入退室管理システム	1 台		
	道路管理データベースサーバ	3 台		
	統合管理基盤システム (静止画×2、回線停止 申請作成支援、IP アドレス管理、電気通信施設 DB、地図表示、災害位置情報表示、機械設備 DB、 光ファイバ線路監視サーバ、光ファイバ線路管 理サーバ、OS アップデート管理サーバ、トラフ ィック監視サーバ)	11 台		
	<u>ラジオ再放送システム</u>	1 台		
	イントラプロキシサーバ	1 台		
	情報板 IP-MC	2 台		
	道路用 CCTV 映像配信システム	3 台	○	○
	体制メール作成システム	4 台	○	○

(1) ※印のサーバ本体は、各建設部に設置。

(2) 下線で示したシステムは、第 2 本局 (旭川開発建設部設置) の監視も含むものとする。

脆弱性監査

1 目的

脆弱性監査は、サーバ等を対象に、設計、設定、構成及び運用状態の確認を行い、既知の脆弱性に対して不適切な状態となっていないかを確認することを目的とする。

2 脆弱性監査実施計画書の作成

監査対象、ネットワーク環境、診断項目、作業時の制限事項等について監督職員と打合せを行い、脆弱性監査実施計画書を作成すること。

なお、脆弱性監査実施計画書は、契約締結後速やかに監督職員へ提出し、承認を受けるものとする。当該計画書の作成にあたっては、必要に応じて監督職員と調整を行い、履行開始後速やかに監査に着手できるよう準備するものとする。

3 監査対象機器

別紙 3 に記載の脆弱性監査対象設備を対象とする。

なお、監査の実施にあたっては、対象機器の範囲及び実施内容について監督職員と協議の上決定する。

4 確認項目

(ア) ログ等の確認【毎日】

脆弱性監査対象設備のアクセスログを確認し、不正アクセスや攻撃の痕跡、その他の異常な挙動の有無を確認する。

なお、当該確認結果については、システム監視記録簿に記録するものとする。

(イ) ログ解析結果を踏まえた確認【毎月】

一か月分のアクセスログを対象に、貸与する電子計算機にインストールされているログ解析ソフトを使用して解析を行う。その解析結果を確認し、攻撃の痕跡又は攻撃の可能性がある挙動の有無を把握するとともに、対象システムの設計、設定、構成及び運用状態について、設定不備、未更新状態等の異常な状態の有無を確認する。

なお、当該確認結果については整理の上、脆弱性監査報告書にとまとめるものとする。

(ウ) その他必要と認められる確認項目

前各号に関連して、監督職員との協議により必要と認められた事項について確認を行うとともに、是正・改善が必要と認められる場合は、監督職員の指示に基づき対応するものとする。

なお、想定される対応は、対象機器の状態確認、ログ情報の確認及び保存、影響範囲の把握等の初動対応があり、これらについて監督職員の指示に基づき実施するものとする。

5 報告

脆弱性監査報告書は、特記仕様書に定める月次報告書とあわせて、監督職員へ報告するものとする。

北海道開発局統合通信ネットワーク運転監視

監視体制マニュアル

北海道開発局

一 般 事 項

- 1 本監視体制マニュアル（以下、「監視マニュアル」とする）は、障害発生時の報告基準及び監視に関する注意事項等を定めることにより、円滑な運用を図ることを目的とする。
- 2 監視範囲は別紙「北海道開発局統合通信ネットワーク運転監視特記仕様書」に準ずる。
- 3 監視マニュアルに記載されている略文字は、以下のとおりとする。
 - 平１・・・・・・・・・・平日 ８:30～19:00
 - 平２・・・・・・・・・・平日 19:00～翌 8:30
 - 休１・・・・・・・・・・休日 ８:30～19:00
 - 休２・・・・・・・・・・休日 19:00～翌 8:30※休日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)とする。
※本条に定める時間区分は、監視及び報告に係る取扱い区分を示すものであり、運転監視員の勤務時間又は配置態勢を定めるものではない。運転監視時間及び勤務態勢については、「北海道開発局統合通信ネットワーク運転監視 特記仕様書」による。
- 4 監視項目及び報告基準
 - (1) 監視項目及び報告基準は別添資料１「報告対応項目表」のとおりとする。
 - (2) 大雨、大雪、暴風雪警報が発表された地方に基づく報告先開発建設部は、別表１「気象警報報告対象一覧表」のとおりとする。
 - (3) 北海道内で震度４以上の地震が発生した際は、別添資料２「地震発生時の対応チェックシート」に基づき監視及び巡回を実施すること。
 - (4) 障害報告は対象設備を管理している本局または開発建設部に対して行うこと。開発建設部に報告を行う場合で報告対応項目表に別途記載のある場合は本局監督職員にも報告すること。この際、本局への報告は開発建設部報告後とし報告内容は以下のとおりとする。
 - (ア) アラームの内容（いつ、何が、どのように、現在の状況）
 - (イ) 開発建設部への報告状況（いつ、だれに、電話かメールか）
 - (ウ) 開発建設部からの指示内容と障害対応予定
 - (5) 報告手段は報告対応項目表に記載のある場合を除き原則電話連絡とする。
 - (6) 平１における報告先は監督職員から別途提供する「運転監視連絡体制表」（以下、「体制表」とする）に記載されている第１通報先から第４通報先の内線電話とする。連絡がつかない場合は折り返しの連絡を依頼すること。なお架電先で電話に出た職員が同意した場合のみ用件を伝えてもよい。
 - (7) 報告対応項目表に「メール報告」と記載のある場合のメール送付先は、報告対応項目表に特記のあるものを除き「体制表」に記載されている第１通報先から第４通報先の全ての E-mail 及び携帯 E-mail とする。

- (8) 平2、休1、休2における報告先は「体制表」に記載されている第1通報先から第4通報先の携帯電話とする。第1通報先から第4通報先まで連絡がつかない場合は第1通報先から第4通報先の全てのE-mail及び携帯E-mailに対して障害状況をメール報告し必要に応じて電話連絡を求めること。
- (9) 緊急を要する状況で開発建設部に連絡がつかない場合は本局監督職員に報告すること。
- (10) 北海道開発局以外から連絡や問い合わせを受けた場合は、時刻、相手の氏名と所属、内容、連絡先を記録し、本局監督職員に報告すること。
- (11) 報告の迅速性を優先するアラームについては、発生場所、装置名、発生日時、状態及びアラーム概要を第1報として報告し、その後、影響範囲やデータの欠測有無等の確認結果を第2報として報告すること。
第1報までのおおよその時間は報告条件成立後から約10分を目安とする。
- (12) 多数のアラームが同時に発生した場合には、個々のアラームを別添資料1に基づき確認するとともに、全体の発生状況を整理し、必要に応じて監督職員に共有すること。
- (13) その他不明な点がある場合は監督職員に問い合わせすること。

5 報告または記録の対象とならないアラームやデータの欠測は、下記のとおりとする。

表 5.1 報告または記録の対象とならないアラームやデータの欠測

No.	内 容	報告	記録
1	事前連絡を受けた作業によるアラームまたはデータの停止。	不要	不要
2	平2、休1、休2に復旧したアラーム。報告対応項目表に記載がある場合はそちらを優先する。	不要	不要
3	10回/hまでの瞬断アラーム。報告対応項目表に記載がある場合はそちらを優先する。	不要	不要
4	北電側停電による電気設備のアラーム。報告対応項目表に記載がある場合はそちらを優先する。	不要	必要
5	監督職員から報告不要または記録不要の指示を受けたアラーム。	(指示による)	

6 個別対応の優先について

- (1) 障害報告時に開発建設部からその後の報告対応について個別に指示を受けた場合には、報告対応項目表よりも指示内容を優先する。
- (2) 天候影響によって発生したアラームはその後にも断続的な発生が見込まれるので、報告時に、再発時の報告対応を当該報告先と確認すること。

7 商用停電の問い合わせについて

別添資料1に基づき、商用電源に起因する可能性があるアラームを確認した場合は、

北海道電力株式会社（以下、北電）の各地域の営業所に架電のうえ、停電発生の有無を照会し、停電が確認された場合には、その原因を確認すること。

8 通話確認について

- (1) 通話確認では多重 FAX に架電し、呼出音やキャリアトーンの有無を確認すること。多重 FAX が設置されていない地点に対しては多重内線に対して簡易的な確認を行うこと。
- (2) 多重 FAX 番号及び多重内線番号は監督職員から提示を受けること。
- (3) 本省、地方整備局の運転監視員や北海道庁等に対して通話確認を行うことがある。それぞれの架電先は監督職員から提示を受けること。

9 重要障害について

監督職員が所定のメーリングリストを用いて本省報告が必要となる特に重要な障害を監視マニュアルでは重要障害と表記し、報告対応項目表では「重要障害」欄に「★」の記号があるアラームが該当する。

10 監視マニュアルの更新について

監視対象設備の変更や報告要領の見直しが行われた場合は、監督職員と協議の上、監視マニュアルの更新を行うこと。

1. 通信設備

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（通信設備）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2				アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)	備 考								
1 多重無線装置 (WSV)		確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）														
1	ADJ AIS PS	本局 平館	★	●	●	●	●	① 本局に即電話報告※	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・本省運転監視員に状況確認と通話確認を実施 ・WSVで局情報、トレンドグラフ、商用電源異常・発々運転の発生状況を確認、ADJの場合は隣接局の状況を確認、AIS及びPSの場合は経路上の中継局の状況を確認 ・基線ネットワーク監視で本局－函館間でアラームが発生した場合はアラームの発生状況を確認							
		上記以外の 一級回線局	★	●	●	●	●	① 開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること								
	準一級回線局		●		●			① アラームが5分以上継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・フェーシングが推察される場合は記録のみでよい ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・アラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンの有無を確認 ・WSVで局情報、トレンドグラフ、商用電源異常・発々運転の発生状況を確認、ADJの場合は隣接局の状況を確認、AIS及びPSの場合は経路上の中継局の状況を確認							
								② アラームが5分で復旧した場合は開発建設部と本局に即メール報告※ ・フェーシングが推察される場合は記録のみでよい								
			●	●				① アラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンがない場合は開発建設部に即電話報告※ ・フェーシングが推察される場合は記録のみでよい ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること								
								② アラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンがある場合は開発建設部と本局に即メール報告※ ・フェーシングが推察される場合は記録のみでよい								
								二級回線局			●		●			① アラームが5分以上継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・フェーシングが推察される場合は記録のみでよい
																② アラームが5分で復旧した場合は開発建設部に即メール報告※ ・フェーシングが推察される場合は記録のみでよい
		●	●					① アラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンがない場合は開発建設部に即電話報告※ ・フェーシングが推察される場合は記録のみでよい								
								② アラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンがある場合は開発建設部に即メール報告※ ・フェーシングが推察される場合は記録のみでよい								
	2	TX RX DX AGC（＝自動利得制御）は アラーム報告対象外		●		●				① 両系のアラームが5分以上継続した場合は開発建設部に即電話報告※	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・アラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンの有無を確認 ・WSVで局情報、トレンドグラフ、商用電源異常・発々運転の発生状況、隣接局の状況を確認					
										② 両系のアラームが5分で復旧した場合は開発建設部に即メール報告※ ・フェーシングが推察される場合は記録のみでよい						
③ 片系のアラームが翌日8:30まで継続した場合はWSV画面上でアラームリセットを行い、復旧しない場合は 開発建設部に8:30以降メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい																
									●	●					① アラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンがない場合は開発建設部に即メール報告※	
															② アラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンがある場合で8:30まで継続した場合は再度通話確認を行い 開発建設部に8:30以降メール報告※ ・復旧した場合やフェーシングが推察される場合は記録のみでよい	

1. 通信設備

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（通信設備）

設備・アラーム項目		重要障害	発生時間				アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)	備 考
2 VHF (WSV)			平1	平2	休1	休2	確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）	
1	PS TX RX		●				① アラームが60分程度継続した場合はWSV画面上でアラームリセットを行い、復旧しない場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSVで局情報、トレンドグラフ、商用電源異常・発々運転の発生状況、隣接局の状況を確認
			●	●	●		① アラームが60分程度継続した場合はWSV画面上でアラームリセットを行い、復旧しない場合は開発建設部に即メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	
3 FWA (WSV)							確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）	
1	ODU ALM IDU ALM 入力信号断 受信レベル低下 送信出力状態、遠方制御状態 PS ALM	札幌 FWA (道庁向)	★	●	●	●	① 開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・北海道庁監視室（××-××××）に架電し呼出音の有無を確認 架電先が受話応答した場合は動作確認である旨を説明すること ・WSVで局情報を確認、アラーム発生局及び対向局の商用電源異常・発々運転の発生状況を確認
	上記以外		●				① アラームが60分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・アラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンの有無を確認
				●	●	●	① アラームが60分程度継続した場合でアラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンがない場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	・WSVで局情報を確認、アラーム発生局及び対向局の商用電源異常・発々運転の発生状況を確認
							② アラームが60分程度継続した場合でアラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンがある場合は8時頃に行い 再度通話確認を開発建設部に平日8:30以降メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	
4 複合端局装置、複端 (WSV)							確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）	
1	MJ MN PS SEND、REC AIS ALL 装置警報、通信警報 STC間通信異常	本局 平館	●		●		① アラームが10分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・5回/h以下の瞬断は報告・記録とも不要	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・東北地整の運転監視員に状況を確認
				●	●		① アラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンがない場合は本局に即電話報告※	・WSVで局情報、トレンドグラフ、商用電源異常・発々運転の発生状況、隣接局及び区間上の中継局の状況を確認
							② アラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンがある場合は8時頃に再度通話確認を行い 本局に8:30以降電話報告※ ・復旧した場合（8時頃の通話確認も正常であること）は記録のみでよい	
	上記以外		●		●		① アラームが10分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・5回/h以下の瞬断は報告・記録とも不要	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・アラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンの有無を確認
				●	●		① アラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンがない場合は開発建設部に即電話報告※	・WSVで局情報、トレンドグラフ、商用電源異常・発々運転の発生状況、区間上の中継局の状況を確認
							② アラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンがある場合は8時頃に再度通話確認を行い 開発建設部に8:30以降電話報告※ ・復旧した場合（8時頃の通話確認も正常であること）は記録のみでよい	

1. 通信設備

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（通信設備）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2			アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒して報告しても良い)	備 考
5 デハイドレータ (WSV)		確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）					
1	ALL ALM PS	●		●		① アラームが10分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSVで局情報、商用電源異常・発々運転の発生状況を確認
			●		●	① 「1 多重無線装置」のアラームが併発している場合は開発建設部に即電話報告。※	
						② 「1 多重無線装置」のアラームが併発していない場合で8:30まで継続した場合は開発建設部に8:30以降メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	
2	圧力効果 連続動作	●				① アラームが10分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSVで局情報を確認
				●		① アラームが10分程度継続した場合で圧力降下と連続動作の両方が継続中の場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	
						② アラームが10分程度継続した場合で連続動作のみが継続中の場合は開発建設部に即メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	
		●		●		① アラームが10分程度継続した場合で圧力降下と連続動作の両方が継続中の場合は開発建設部に8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	
						② アラームが10分程度継続した場合で連続動作のみが継続中の場合は開発建設部に8:30以降メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	
6 網同期装置（NSE） (WSV)		確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）					
1	ALL ALM クロック入力断、クロック出力断 位相同期発振器異常 電源異常、発振器異常	●				① アラームが10分程度継続した発生した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSVで局情報を確認
			●	●	●	① アラームが10分程度継続した発生した場合は開発建設部に8:30以降メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	
7 基線ネットワーク監視 (Zabbix、XGコントローラ)		確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）					
1	基線系・DX系（Zabbix） 北海道NW機器のアラーム 北海道DX機器のアラーム	★	●	●	●	●	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・北海道－東北間でアラームが発生している場合は東北地整運転監視員に状況を確認 ・幹線ネットワーク監視で局情報、ping応答、光送受信レベルグラフを確認、 隣接局及び区間上の中継局の状況を確認 ・WSVで局情報、トレンドグラフ、商用電源異常・発々運転の発生状況、 区間上の中継局の状況を確認 ・光線路監視で障害発生の有無を確認 ・Cバンドレーダ雨雪量計システム、Xバンドレーダ雨量計システムで 欠測の有無を確認（該当する場合）
2	烏帽子 平館向（XGコントローラ） 監視制御装置（東北地整）のアラーム	★	●	●	●	●	① 本局に即電話報告※ ・烏帽子局の設備であっても平館向以外のアラームは報告の対象外

1. 通信設備

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（通信設備）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2				アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)	備 考
8 幹線・本線ネットワーク監視								確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）
1	幹線集約L3-SWのアラーム 幹線リング光伝送装置のアラーム	★	●	●	●	●	① 開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部設備は報告後、本局にも電話で状況報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・幹線ネットワーク監視で局情報、ping応答、光送受信レベルグラフを確認、隣接局及び区間上の中継局の状況を確認 ・WSVで局情報、商用電源異常・発々運転の発生状況、隣接局の状況を確認 ・光線路監視で障害発生の有無を確認 ・統一河川情報システム、道路テレメータシステムで欠測の有無を確認 ・Cバンドレーダ雨雪量計システム、Xバンドレーダ雨量計システムで欠測の有無を確認（該当する場合） ・CCTV静止画像一覧で公開画像及び非公開画像の異常の有無を確認（異常時はカメラ管理制御システムで現地CCTV動画再生可否を確認）
	上記以外 （＝迂回あり）		●	●	●	●	① アラームが10分程度継続した場合は開発建設部に即メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい ・開発建設部設備においてデータ欠測や画像異常を伴う場合は本局も含めてメール報告すること	
2	サーバ通信異常		●				① アラームが10分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・幹線ネットワーク監視で局情報を確認、画面の遷移や情報の更新ができることを確認、光送受信レベルグラフを確認 ・光線路監視で障害発生の有無を確認
			●	●	●		① アラームが10分程度継続した場合で監視画面の応答がない場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	
							② アラームが10分程度継続した場合で監視画面の応答がある場合は開発建設部に8:30以降メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	
4	μ-RPRのアラーム		●	●	●	●	① アラームが10分程度継続した場合で対向局間の光回線の停止が併発している場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい ・開発建設部設備は報告後、本局にも電話で状況報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・アラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンの有無を確認 ・幹線ネットワーク監視で局情報、ping応答を確認
							② アラームが10分程度継続した場合で対向局間の光回線の停止が併発していない場合は開発建設部に8:30以降メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	
5	その他のアラーム		●	●	●	●	① アラームが10分程度継続した場合で対向局間の光回線の停止が併発している場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい ・開発建設部設備は報告後、本局にも電話で状況報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・アラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンの有無を確認 ・幹線ネットワーク監視で局情報、ping応答、光送受信レベルグラフを確認、隣接局の状況を確認 ・WSVで局情報を確認、商用電源異常・発々運転の発生状況、隣接局の状況を確認 ・光線路監視で障害発生の有無を確認 ・統一河川情報システム、道路テレメータシステムで欠測の有無を確認 ・Cバンドレーダ雨雪量計システム、Xバンドレーダ雨量計システムで欠測の有無を確認（該当する場合） ・CCTV静止画像一覧で公開画像及び非公開画像の異常の有無を確認（異常時はカメラ管理制御システムで現地CCTV動画再生可否を確認）
							② アラームが10分程度継続した場合で対向局間の光回線の停止が併発していない場合は開発建設部に8:30以降メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	

1. 通信設備

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（通信設備）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2			アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒して報告しても良い)	備 考
9 光端局装置、L3-SW、μ-RPR (WSV)						確認頻度：正時（報告対応による確認時間の前後は可）	
1	光端局装置のアラーム (WSV画面上)		●			① アラームが10分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSVで局情報、ping応答、商用電源異常・発々運転の発生状況を確認、隣接局の状況を確認
						① アラームが複数の装置で10分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	
						② アラームが単体の装置で10分程度継続した場合は開発建設部に8:30以降メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	
2	L3-SWのアラーム (WSV画面上)		●			① アラームが10分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSVで局情報、ping応答、商用電源異常・発々運転の発生状況を確認、隣接局の状況を確認 ・光線路監視で障害発生の有無を確認 ・統一河川情報システム、道路テレメータシステムで欠測の有無を確認 ・Cバンドレーダ雨雪量計システム、Xバンドレーダ雨量計システムで欠測の有無を確認（該当する場合） ・CCTV静止画像一覧で公開画像及び非公開画像の異常の有無を確認（異常時はカメラ管理制御システムで現地CCTV動画再生可否を確認）
						① アラームが10分程度継続した場合でデータ欠測を伴う場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい ・開発建設部設備は報告後、本局にも電話で状況報告すること	
						② アラームが10分程度継続した場合でデータ欠測を伴わない場合は開発建設部に平日8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	
3	μ-RPRのアラーム (WSV画面上)		●			① アラームが10分程度継続した場合で対向局間の光回線の停止が併発している場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい ・開発建設部設備は報告後、本局にも電話で状況報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・アラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンの有無を確認 ・WSVで局情報、ping応答を確認
						② アラームが10分程度継続した場合で対向局間の光回線の停止が併発していない場合は開発建設部に即メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	
						① アラームが10分程度継続した場合で対向局間の光回線の停止が併発している場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい ・開発建設部設備は報告後、本局にも電話で状況報告すること	
						② アラームが10分程度継続した場合で対向局間の光回線の停止が併発していない場合は開発建設部に8:30以降メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	

1. 通信設備

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（通信設備）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2		アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒して報告しても良い)		備 考
10 電話交換機、4W中継交換機 (WSV) 確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可） 電話交換機、4W中継交換機のアラームはWSV画面上でアラームリセットを行った後、通話確認を実施。作業アラームが明確な場合は開発建設部にアラームリセットを依頼すること。							
1 電話交換機 MJ MN 4W中継交換機 MJ MN			●	●	① アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認の呼出音やキャリアトーンがない場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合（自然復旧・アラームリセット復旧に関わらずその後通話確認が正常であること）は記録のみでよい ・開発建設部本部設備は報告後、本局にも電話で状況報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・アラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンの有無を確認 ・WSVで局情報、商用電源異常・発々運転の発生状況を確認 アラームリセット（その後通話確認実施）を実施 ※作業アラームの場合は開発建設部にてアラームリセットを実施する	
					② アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認の呼出音やキャリアトーンがある場合は約1時間後に再度通話確認を行い開発建設部と本局に即メール報告※ ・復旧した場合（自然復旧・アラームリセット復旧に関わらず約1時間後の通話確認が正常であること）は記録のみでよい ・開発建設部本部設備は本局も含めてメール報告すること		
					① アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認の呼出音やキャリアトーンがない場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合（自然復旧・アラームリセット復旧に関わらずその後通話確認が正常であること）は記録のみでよい ・開発建設部本部設備は報告後、本局にも電話で状況報告すること		
					② アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認の呼出音やキャリアトーンがある場合は8時頃に再度通話確認を行い開発建設部に8:30以降メール報告※ ・復旧した場合（自然復旧・アラームリセット復旧に関わらず8時頃の通話確認が正常の場合も含む）は記録のみでよい ・開発建設部本部設備は本局も含めてメール報告すること		
2 4W/IPアダプタ 通信異常			●	●	① アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認の呼出音やキャリアトーンがない場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合（通話確認も正常であること）は記録のみでよい ・開発建設部本部設備は報告後、本局にも電話で状況報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・アラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンの有無を確認 ・WSVで局情報、商用電源異常・発々運転の発生状況を確認	
					② アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認の呼出音やキャリアトーンがある場合は約1時間後に再度通話確認を行い開発建設部に即メール報告※ ・復旧した場合（約1時間後の通話確認も正常であること）は記録のみでよい ・開発建設部本部設備は本局も含めてメール報告すること		
					① アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認の呼出音やキャリアトーンがない場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合（通話確認も正常であること）は記録のみでよい ・開発建設部本部設備は報告後、本局にも電話で状況報告すること		
					② アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認の呼出音やキャリアトーンがある場合は8時頃に再度通話確認を行い開発建設部に8:30以降メール報告※ ・復旧した場合（8時頃の通話確認も正常であること）は記録のみでよい ・開発建設部本部設備は本局も含めてメール報告すること		

1. 通信設備

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（通信設備）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2				アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒して報告しても良い)	備 考
11 IP電話交換機 (WSV) 確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）								
IP電話交換機のアラームはWSV画面上でアラームリセットを行った後、通話確認実施を試行する。作業アラームが明確な場合は開発建設部にアラームリセットを依頼すること。								
1 停止	本局 函館開発建設部	★	●	●	●	●	① 開発建設部に即電話報告※ ・函館開発建設部設備は本局にも電話で状況報告すること ・自然復旧・アラームリセット復旧に関わらず報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSVで局情報、ping応答、商用電源異常・発々運転の発生状況を確認 アラームリセット（その後通話確認実施）を実施 ・システム監視室のIP電話機から本省運転監視員及び各地方整備局運転監視員に 対して通話確認を実施
	上記以外		●	●	●	●	① 開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部設備は報告後、本局にも電話で状況報告すること ・自然復旧・アラームリセット復旧に関わらず報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・システム監視室のIP電話機からアラーム発生局に対して通話確認を実施 ・WSVで局情報、ping応答、商用電源異常・発々運転の発生状況を確認 アラームリセット（その後通話確認実施）を実施 ※作業アラームの場合は開発建設部にてアラームリセットを実施する
2 IP-GW（SIP）のアラーム	本局		●	●	●	●	① アラームが10分程度継続した発生した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合（通話確認が正常であること）は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSVで局情報、ping応答を確認 ・18F無線室のIP電話交換装置ゲートウェイ部（SIP）を目視確認しアラーム発生装置 を特定 ・システム監視室のIP電話機からアラーム発生SIPの対向先地方整備局運転監視員に 対して通話確認を実施
							① アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認不可の場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合（通話確認が正常であること）は記録のみでよい	
							② アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認可能の場合は8時頃に再度通話確認を行い本局に8:30以降電話報告※ ・復旧した場合（8時頃に実施する通話確認が正常であること）は記録のみでよい	
	函館		●	●	●	●	① アラームが10分程度継続した発生した場合は函館開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合（通話確認が正常であること）は記録のみでよい ・報告後、本局にも電話で状況報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSVで局情報を確認、ping応答を確認、商用電源異常・発々運転の発生状況 を確認 ・システム監視室のIP電話機からアラーム発生SIPの対向先地方整備局運転監視員に 対して通話確認を実施
							① アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認不可の場合は函館開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合（通話確認が正常であること）は記録のみでよい ・報告後、本局にも電話で状況報告すること	
							② アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認可能の場合は8時頃に再度通話確認を行い函館開発建設部に 8:30以降電話報告※ ・復旧した場合（8時頃に実施する通話確認が正常であること）は記録のみでよい	
3 IP-SIPのアラーム IP-GW（既設網）のアラーム	本局		●	●	●	●	① アラームが10分程度継続した発生した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合（自然復旧・アラームリセット復旧に関わらずその後通話確認が正常であること）は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・システム監視室のIP電話機から内線××××に対して通話確認を実施 ・WSVで局情報を確認、ping応答を確認、アラームリセット（その後通話確認）を
							① アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認不可の場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合（自然復旧・アラームリセット復旧に関わらずその後通話確認が正常であること）は記録のみでよい	
							② アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認可能の場合は8時頃に再度通話確認を行い開発建設部に8:30以降電話報告※ ・復旧した場合（自然復旧・アラームリセット復旧に関わらず8時頃の通話確認が正常であること）は記録のみでよい	
	函館開発建設部		●	●	●	●	① アラームが10分程度継続した発生した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合（自然復旧・アラームリセット復旧に関わらずその後通話確認が正常であること）は記録のみでよい ・本局にも電話で状況報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・システム監視室のIP電話機から内線××××に対して通話確認を実施 ・WSVで局情報を確認、ping応答を確認、アラームリセット（その後通話確認）を 実施、商用電源異常・発々運転の発生状況を確認 ※作業アラームの場合は開発建設部にてアラームリセットを実施する
							① アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認不可の場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合（自然復旧・アラームリセット復旧に関わらずその後通話確認が正常であること）は記録のみでよい ・本局にも電話で状況報告すること	
							② アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認可能の場合は8時頃に再度通話確認を行い開発建設部に8:30以降電話報告※ ・復旧した場合（自然復旧・アラームリセット復旧に関わらず8時頃の通話確認が正常であること）は記録のみでよい	

1. 通信設備

20260520-00版

平1 = 平日8:30～19:00

平2 = 平日19:00～翌8:30

休1 = 休日8:30～19:00

休2 = 休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（通信設備）

設備・アラーム項目			重要 障害	発生時間			アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)	備 考			
				平1	平2	休1 休2					
▲ 4	IP-GW (FAX) のアラーム IP-GW (既設網) のアラーム	留萌ダム		●			① アラームが10分程度継続した発生した場合は留萌開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合 (自然復旧・アラームリセット復旧に関わらずその後通話確認が正常であること) は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること (時間がかかる場合は第2報としても可) ・下記に通話確認し呼出音やキャリアトーンの有無を確認 IP-GW (FAX) : ×××-×××× (留萌ダムFAX) IP-GW (既設網) : ×××-×××× (留萌ダム外線) ・WSVで局情報、ping応答を確認、商用電源異常・発々運転の発生状況を確認 アラームリセット (その後通話確認を実施) を実施			
							●		●	●	① アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認不可の場合は留萌開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合 (自然復旧・アラームリセット復旧に関わらずその後通話確認が正常であること) は記録のみでよい
											② アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認可能な場合は留萌開発建設部に8:30以降メール報告※ ・復旧した場合 (自然復旧・アラームリセット復旧に関わらず8時頃の通話確認が正常であること) は記録のみでよい
											※作業アラームの場合は開発建設部にてアラームリセットを実施する
5	その他のIP電話交換機 IP MJ ALM IP MN ALM			●	●		① アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認の呼出音やキャリアトーンがない場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合 (自然復旧・アラームリセット復旧に関わらずその後通話確認が正常であること) は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること (時間がかかる場合は第2報としても可) ・アラーム発生局に通話確認し呼出音やキャリアトーンの有無を確認 ・WSVで局情報、ping応答を確認、商用電源異常・発々運転の発生状況を確認 アラームリセット (その後通話確認を実施) を実施			
							●		●		② アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認の呼出音やキャリアトーンがある場合は約1時間後に 再度通話確認を行い開発建設部に即メール報告※ ・復旧した場合 (自然復旧・アラームリセット復旧に関わらず約1時間後の通話確認が正常であること) は記録のみでよい
											① アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認の呼出音やキャリアトーンがない場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合 (自然復旧・アラームリセット復旧に関わらずその後通話確認が正常であること) は記録のみでよい
											② アラームが10分程度継続した発生した場合で通話確認の呼出音やキャリアトーンがある場合は8時頃に再度通話確認を行い 開発建設部に8:30以降メール報告※ ・復旧した場合 (自然復旧・アラームリセット復旧に関わらず8時頃の通話確認が正常であること) は記録のみでよい

1. 通信設備

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（通信設備）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間			アラーム発生時の対応および報告条件	備 考		
			平1	平2	休1	休2		(監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒して報告しても良い)	
12 稼働 (WSV) 確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）									
1 監視サーバ（本局、旭川） 監視サーバ間通信異常 システム異常		●		●	① アラームが5分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい ・旭川開発建設部設備は本局にも電話で状況報告すること		※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSVで局情報を確認、WSV回線構成図にて監視不能局の有無を確認		
					●	●		① アラームが10分程度継続した場合で本局または旭川のWSVで監視が継続不可の場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい ・旭川開発建設部設備は本局も含めてメール報告すること	
								② アラームが10分程度継続した場合で本局または旭川のWSVで監視が継続可能な場合は開発建設部に8:30以降メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい ・旭川開発建設部設備は本局にも電話で状況報告すること	
2 タイムサーバ NTPサーバ間通信異常		●			① アラームが10分程度継続した発生した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい ・開発建設部設備は報告後、本局にも電話で状況報告すること				
					●	●		●	① アラームが10分程度継続した発生した場合は開発建設部に8:30以降メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい ・開発建設部設備は本局も含めてメール報告すること
3 I/F変換器、インタフェイス変換機 監視異常 CPUトラフィック 装置内温度		●		●	① アラームが10分程度継続した場合で監視不能局がある場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい ・開発建設部設備は本局も含めてメール報告すること		※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSVで局情報を確認、WSV回線構成図にて監視不能局の有無を確認、 CPUトラフィック、温度グラフを確認、隣接局のDSC発生状況を確認		
					② アラームが30分程度継続した場合で監視不能局がない場合は開発建設部に即メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい				
					●	●		① アラームが10分程度継続した場合で監視不能局がある場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい ・開発建設部設備は報告後、本局にもメールで状況報告すること	
② アラームが30分程度継続した場合で監視不能局がない場合は開発建設部に8:30以降メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい									
4 稼働 SV監視異常 DSC		●		●	① アラームが10分程度継続した場合で監視不能局がある場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい ・開発建設部設備は報告後、本局にもメールで状況報告すること		※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSVで局情報を確認、WSV回線構成図にて監視不能局の有無を確認		
					② アラームが30分程度継続した場合で監視不能局がない場合は開発建設部に即メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい				
					●	●		① アラームが10分程度継続した場合で監視不能局がある場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい ・開発建設部設備は報告後、本局にもメールで状況報告すること	
② アラームが30分程度継続した場合で監視不能局がない場合は開発建設部に8:30以降メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい									

1. 通信設備

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（通信設備）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2				アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)	備 考
13 K-λ (WSV) 確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）								
1	K-λのアラーム		●		●	① アラームが30分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSVで局情報を確認	
			●	●	① アラームが30分程度継続した場合は開発建設部に平日8:30以降メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい			
14 局舎設備・室内設備 (WSV) 確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）								
1	局舎ドア ALM 発々室ドア ALM 入局中（函館開発建設部のみ）		●	●	●	① 入退局連絡がない場合は開発建設部に即電話報告※	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSVで局情報を確認 ・電話連絡記録で入退局連絡の有無を確認	
					② アラームが5分程度継続した場合で入退局連絡がある場合は入局者に現地の状況を確認 故障等の理由でアラーム復旧できない場合は入局者から開発建設部に報告とする※ ・監視員からも参考情報として開発建設部に電話報告を行うこと			
2	空調、空気調和装置、空調機 故障 運転停止 (換気扇運転は報告対象外)		●		●	① アラームが5分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSVで局情報を確認	
			●	●	① アラームが5分程度継続した場合は開発建設部に即メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい			
3	室温異常		●		●	① アラームが30分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい ・開発建設部設備のうち一級回線、準一級回線、レーダ局については本局にも電話で状況報告すること		
			●	●	① レーダ局でアラームが30分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい ・開発建設部設備のうち一級回線、準一級回線、レーダ局については本局を含めてメール報告すること			
					② レーダ局以外でアラームが30分程度継続した場合は開発建設部に即メール報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい ・開発建設部設備のうち一級回線、準一級回線については本局を含めてメール報告すること			
4	火災警報 (火災警報設備のバッテリー劣化アラーム)		●			① アラームが5分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※		
			●	●	●	① アラームが5分程度継続した場合は開発建設部に平日8:30以降メール報告※		
15 WSVのアラームマスク切れ (WSV) 確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）								
1	マスク切れによって発生したアラーム		●		●	① 開発建設部に即電話報告※	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSVでアラームマスク情報を確認	
			●	●	① 開発建設部に平日8:30以降電話報告※			

1. 通信設備

20260520-00版

平1 = 平日8:30～19:00

平2 = 平日19:00～翌8:30

休1 = 休日8:30～19:00

休2 = 休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（通信設備）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2				アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)	備 考		
16 入退室管理システム									確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）	
1	扉開放異常 メカキー解除警報 施解錠異常 こじ開け警報		●	●	●	●	① 入退局連絡がない場合は開発建設部に即電話報告※	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSVで局情報を確認 ・電話連絡記録で入退局連絡の有無を確認 ※本局は、以下に該当する場合は報告不要で警報解除をおこなうこと。 ・守衛が防犯確認のため発報させてしまった場合で守衛室から報告を受けた場合		
							② 警報が60分程度継続した場合で入退局連絡がある場合は入局者に現地の状況を確認 警報解除が必要な場合は入局者から開発建設部に報告とする※ ・監視員からも参考情報として開発建設部に電話報告を行うこと			
2	停電補償電池状態 未接続		●				① 開発建設部に即電話報告			
							① 開発建設部に即メール報告			
3	以下の種別に分類されるアラーム 設備警報 システム警報		●				① アラームが60分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※	※入退室管理システムのマニュアルを参照しアラームの意味を把握したうえで報告すること ・種別の確認方法：メインメニュー→履歴→履歴検索 で確認。 ・警報（アラーム）の一覧：入退室管理システムマニュアルp27、p64 ・用語の説明：入退室管理システムマニュアルp20		
							① アラームが60分程度継続した場合は開発建設部に平日8:30以降メール報告※			
17 光ファイバ監視システム									確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）	
1	システムからのメール通知 （異常）光線路通知 （異常）光ファイバ線路通知		●	●	●	●	① 関連システムに異常がある場合は開発建設部に即電話報告※ ・再発時や状態悪化時の報告要領を確認すること ・開発建設部設備は報告後、本局にも電話で状況報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・光線路監視で詳細情報を確認 ・WSV、幹線ネットワーク監視で局情報、アラーム発生状況を確認 ・統一河川情報システム、道路テレメータシステムで欠測の有無を確認 ・Cバンドレーダ雨雪量計システム、Xバンドレーダ雨量計システムで欠測の有無を確認（該当する場合） ・CCTV静止画像一覧で公開画像及び非公開画像の異常の有無を確認 （異常時はカメラ管理制御システムで現地CCTV動画再生可否を確認） ・防災情報共有システムで情報板の状態を確認		
							② 関連システムに異常がない場合は開発建設部に即メール報告※ ・報告メールは、光線路監視システムからの通知メールに「異常なし」の一文を添えて転送すること ・再発時や状態悪化時の報告要領を確認すること			

2. 電気設備

20260520-00版

平1 = 平日8:30～19:00

平2 = 平日19:00～翌8:30

休1 = 休日8:30～19:00

休2 = 休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（電気設備）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2				アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)	備 考
1 直流電源装置			確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）					
1 複数ユニット MCCトリップ 負荷電圧異常	一級回線局 レダ局	★	●	●	●	●	① 開発建設部に即電話報告※ ・報告後、本局にも電話で状況報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSV：局情報を確認 ※アラームの意味（参考） ・MCCトリップ：MCCブレーカの断 ・複数ユニット：整流器ユニットの複数故障 ・負荷電圧異常：（負荷電圧保証装置の故障）
	上記以外		●	●	●	●	① 開発建設部に即電話報告※ ・準一級回線の開発建設部設備は報告後、本局にも電話で状況報告すること	
2 ユニット			●	●	●	●	① 開発建設部に即電話報告※	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSV：局情報を確認 ※アラームの意味（参考） ・ユニット：整流器ユニットの故障
3 整流器 停電 整流器 運転（アイコンの非活性） 整流器 停電（アイコンの活性）	発電機設置局		●	●	●	●	① 発電機がWSVで監視されている箇所については開発建設部に即電話報告※	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSV：局情報を確認 ・北海道電力：停電の発生状況を確認 商用停電なしの場合は自家用配電線路側で停電の可能性あり
							② 発電機がWSVで監視されていない箇所でも商用停電なしの場合は開発建設部に即電話報告※	
							③ 発電機がWSVで監視されていない箇所でも商用停電ありの場合はアラームが5分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※	
	発電機未設置局		●	●	●	●	① 商用停電なしの場合は開発建設部に即電話報告※ ② 商用停電ありの場合でアラームが60分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・5回/h以下の瞬断は報告・記録とも不要	
4 蓄電池電圧低下			●	●	●	●	① 開発建設部に即電話報告※	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSV：局情報を確認
			●	●			① 項目3のアラームと併発した場合は開発建設部に即電話報告※	
			●	●			② 項目3のアラームと併発していない場合は開発建設部に8:30以降電話報告※ ・5回/h以下の瞬断は報告・記録とも不要。復旧した場合は記録のみでよい	
5 蓄電池温度異常			●	●	●	●	① 開発建設部に即電話報告※	
			●				① 開発建設部に先行でメール報告を行い平日8:30以降電話報告※ ・5回/h以下の瞬断は報告・記録とも不要。復旧した場合は記録のみでよい	
6 DC-DCコンバータ			●	●	●	●	① 開発建設部に即電話報告※ ・5回/h以下の瞬断は報告・記録とも不要。復旧した場合は記録のみでよい	

2. 電気設備

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（電気設備）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2		アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)		備 考	
2 発電機								
確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）								
1 重故障	一級回線局 レダ局	★	●	●	●	●	① 開発建設部に即電話報告※ ・報告後、本局にも電話で状況報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSV：局情報を確認
	上記以外		●	●	●	●	① 開発建設部に即電話報告※ ・準一級回線の開発建設部設備は報告後、本局にも電話で状況報告すること	
2 運転中 負荷発々側			●		●		① 商用停電なしの場合でアラームが60分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・商用停電ありの場合や復旧した場合は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSV：局情報を確認 ・北海道電力：停電の発生状況を確認
							② 予測運転時間が1時間を切った場合は開発建設部に即電話報告※ ・発々運転中は残油量と併せて予測運転時間を適宜確認すること	
							③ ビンネシリは雷検知システムにおいて最後の雷検知から100分間の発々運転は記録のみでよい ・雷検知で遮断器が開くため商用停電でなくてもWSV画面上に商用電源異常が表示される。発々運転中の残油量に注意すること	※業務日誌には最新の残油量と予測運転時間を記載すること ビンネシリにあっては雷検知の時刻と回数も記載すること
			●		●		① 商用停電なしの場合でアラームが60分程度継続した場合は開発建設部に8:30以降電話報告※ ・商用停電ありの場合や復旧した場合は記録のみでよい	※地下燃料タンクを備えている箇所については発電機運転中の残油量の変化に注視すること 変化がない場合は小出槽への燃料送出に不良が生じている可能性があり、運転停止に波及するおそれがある。
							② 予測運転時間が1時間を切った場合は開発建設部に即電話報告※ ・発々運転中は残油量と併せて予測運転時間を適宜確認すること	
							③ ビンネシリは雷検知システムにおいて最後の雷検知から100分間の発々運転（WSV画面上で商用停電あり）は記録のみでよい ・雷検知で遮断器が開くため商用停電でなくてもWSV画面上に商用電源異常が表示される。発々運転中の残油量に注意すること	
3 商用電源異常	一級回線局 準一級回線局		●	●	●	●	① 発電機の停止状態が5分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい ・開発建設部設備は報告後、本局にも電話で状況報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSV：局情報、発電機 遠方自動を確認、空調設備がある場合は運転状況を確認 ・北海道電力：停電の発生状況を確認
	上記以外		●	●	●	●	① 発電機の停止状態が5分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	商用停電なしの場合は自家用配電線路側で停電の可能性あり
4 過速度 過電流 磁界異常 始動渋滞 水温異常 油圧低下			●	●	●	●	① 開発建設部に即電話報告※ ・5回/h以下の瞬断は報告・記録とも不要。復旧した場合は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSV：局情報を確認 ※何れのアラームも発電機の運転中に発生し、運転停止に波及するおそれがある
5 小出槽油面低下 燃料油面低下			●		●		① 開発建設部に即電話報告※ ・5回/h以下の瞬断は報告・記録とも不要。復旧した場合は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSV：局情報を確認
							① 発々運転中にアラームが発生した場合は開発建設部に即電話報告※ ・5回/h以下の瞬断は報告・記録とも不要。復旧した場合は記録のみでよい	※地下燃料タンクを備えている箇所については発電機運転中の残油量の変化に注視すること 変化がない場合は小出槽への燃料送出に不良が生じている可能性があり、運転停止に波及するおそれがある。
			●		●			② アラームが単体で発生した場合は開発建設部に8:30以降電話報告※ ・5回/h以下の瞬断は報告・記録とも不要。復旧した場合は記録のみでよい
6 遠方手動 機器側			●	●	●	●	① 作業情報（入局連絡、局情報）がない場合でアラームが30分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSV：局情報を確認

2. 電気設備

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（電気設備）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2				アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)	備 考
3 CVCF、無停電電源装置			確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）					
1 重故障	一級回線局 準一級回線局 上記以外		●	●	●	●	① 開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部設備は報告後、本局にも電話で状況報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSV：局情報を確認
			●	●	●	●	① 開発建設部に即電話報告※	
2 バイパス給電（直送給電） 直流運転 制御電源断			●	●	●	●	① 開発建設部に即電話報告※ ・5回/h以下の瞬断は報告・記録とも不要。復旧した場合は記録のみでよい	
3 軽故障			●		●		① 開発建設部に即電話報告※ ・5回/h以下の瞬断は報告・記録とも不要。復旧した場合は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSV：局情報を確認 ・北海道電力：停電の発生状況を確認 商用停電なしの場合は自家用配電線路側で停電の可能性あり
			●		●		① 開発建設部に先行でメール報告を行い8:30以降電話報告※ ・5回/h以下の瞬断は報告・記録とも不要。復旧した場合は記録のみでよい	
4 交流入力異常 停電	発電機設置局		●	●	●	●	① 発電機がWSVで監視されている箇所については開発建設部に即電話報告※ ② 発電機がWSVで監視されていない箇所でも商用停電なしの場合は開発建設部に即電話報告※ ③ 発電機がWSVで監視されていない箇所でも商用停電ありの場合はアラームが5分程度継続した場合に開発建設部へ即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	
			●	●	●	●	① 商用停電なしの場合は開発建設部に即電話報告※	※WSVにおける発電機の監視状況は別途監督員から提示される資料を参照すること
			●	●	●	●	② 商用停電ありの場合でアラームが60分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・5回/h以下の瞬断は報告・記録とも不要	
	発電機未設置局		●	●	●	●	① 商用停電なしの場合は開発建設部に即電話報告※	
5 放電終始予告 蓄電池電圧低下			●		●		① 開発建設部に即電話報告※	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSV：局情報を確認
			●		●		① 「交流入力異常」及び「停電」が併発した場合は開発建設部に即電話報告※	
			●		●		② 「交流入力異常」及び「停電」が併発していない場合は開発建設部に先行でメール報告を行い平日8:30以降電話報告※ ・5回/h以下の瞬断は報告・記録とも不要。復旧した場合は記録のみでよい	
4 受電設備			確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）					
1 一級回線局、レーダ局において WSV画面上で「停電」と付くアラーム全て		★	●	●	●	●	① 商用停電なしの場合は開発建設部に即電話報告※ ・報告後、本局にも電話で状況報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSV：局情報、発電機 遠方自動を確認、空調設備がある場合は運転状況を確認 ・北海道電力：停電の発生状況を確認 商用停電なしの場合は自家用配電線路側で停電の可能性あり
2 重故障			●	●	●	●	① 商用停電なしの場合は開発建設部に即電話報告※	
5 電気工作物の波及事故			確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）					
1 北電から情報連絡を受けた場合		★	●	●	●	●	① 開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部設備は報告後、本局にも電話で状況報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・北海道電力：波及事故発生区域の住所を確認

3. 情報通信システム

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（情報通信システム）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2				アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)	備 考
1 道路テレメータシステム (IPテレメータ監視装置)							確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）	
▼	1 一般国道の欠測	全開発建設部の欠測	★	●	●	●	① 定時データの欠測が6回以上連続した場合は本局に即電話報告	
							② 定時データの欠測が発生復旧を繰返す状態が1時間以上継続した場合は本局に即電話報告	
		開発建設部単位の欠測	★	●	●		① 定時データの欠測が6回以上連続した場合は開発建設部に即電話報告 ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること	
							② 定時データの欠測が発生復旧を繰返す状態が6時間以上継続した場合は開発建設部に即電話報告 ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること	
							① 定時データの欠測が6回以上連続した場合は開発建設部に8:30以降電話報告 ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること	
							② 定時データの欠測が発生復旧を繰返す状態が6時間以上継続した場合は開発建設部に8:30以降電話報告 (復旧した場合を含む) ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること	
	6観測局以上の 同時欠測		★	●	●		① 定時データの欠測が6回以上連続した場合は開発建設部に即電話報告 ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること、休1は道路維持課にもメールで状況報告すること	
							② 定時データの欠測が発生復旧を繰返す状態が6時間以上継続した場合は開発建設部に即電話報告 ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること、休1は道路維持課にもメールで状況報告すること	
							① 定時データの欠測が6回以上連続した場合は開発建設部に8:30以降電話報告 ・開発建設部報告後、本局と道路維持課にメールで状況報告すること	
							② 定時データの欠測が発生復旧を繰返す状態が6時間以上継続した場合は開発建設部に8:30以降電話報告 (復旧した場合を含む) ・開発建設部報告後、本局と道路維持課にメールで状況報告すること	
	1観測局の欠測			●	●		① 定時データの欠測が18回（＝3時間）以上連続した場合は開発建設部に即メール報告	
							② 定時データの欠測が発生復旧を繰返す状態が24時間程度継続した場合は開発建設部に即メール報告	
							① 定時データの欠測が18回（＝3時間）以上連続した場合は開発建設部に8:30以降メール報告	
							② 定時データの欠測が発生復旧を繰返す状態が24時間程度継続した場合は開発建設部に8:30以降メール報告 (復旧した場合を含む)	

3. 情報通信システム

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（情報通信システム）

設備・アラーム項目			重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2				アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)	備 考
▲		観測項目別の欠測		●				① 定時データの欠測が24時間程度連続した場合は開発建設部に即メール報告	
								② 定時データの欠測が発生復旧を繰返す状態が24時間程度継続した場合は開発建設部に即メール報告 (復旧した場合を含む)	
		停電 監視情報		●				① 定時データの欠測が24時間程度連続した場合は開発建設部に8:30以降メール報告	
								② 定時データの欠測が発生復旧を繰返す状態が24時間程度継続した場合は開発建設部に8:30以降メール報告 (復旧した場合を含む)	
		停電 監視情報		●	●	●	●	① 停電が24時間程度継続した場合は開発建設部に即メール報告（発生復旧繰返し含む）※	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・北海道電力：架電のうえ停電の発生状況を確認 ※優先度の高い欠測が発生している場合はそちらを優先して対応すること
2	高規格道路の欠測	路線単位の欠測	★	●				① 定時データの欠測が6回以上連続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること、休1は道路維持課にもメールで状況報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） 高規格道路情報システム： 気象現況図で収集データが最新時刻のものであることを確認 機器状態監視図で気象観測処理装置に異常がないことを確認 機器状態監視図で本局の通信I/F変換サーバ（網走・深川・名寄・北見）に異常がないことを確認
								② 定時データの欠測が発生復旧を繰返す状態が6時間以上継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること、休1は道路維持課にもメールで状況報告すること	
				●				① 定時データの欠測が6回以上連続した場合は開発建設部に8:30以降電話報告※ ・開発建設部報告後、本局と道路維持課にメールで状況報告すること	
								② 定時データの欠測が発生復旧を繰返す状態が6時間以上継続した場合は開発建設部に8:30以降電話報告 (復旧した場合を含む) ※ ・開発建設部報告後、本局と道路維持課にメールで状況報告すること	
3	機器監視 装置異常			●	●	●	●	① 開発建設部に即メール報告※	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSVと幹線NW監視（幹線・本線）で発生局～本局間の関連アラームの発生状況を確認 ※優先度の高い欠測が発生している場合はそちらを優先して対応すること ※優先度の高いWSVまたは幹線NW監視のアラームが発生している場合はそちらを優先して対応すること

3. 情報通信システム

20260520-00版

平日 = 平日8:30～19:00

平日 = 平日19:00～翌8:30

休日 = 休日8:30～19:00

休日 = 休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（情報通信システム）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平日 平日2 休日 休日2		アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)		備 考		
2 統一河川情報システム									
① 集配信状況									
1	受信 統一河川	全開発建設部 受信欠測率100%	★	●	●	●	●	① 全ての開発建設部で定時データの欠測が2回以上連続した場合は本局に即電話報告※	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・防災情報共有システム：データ欠測の有無を確認 ・河川・ダムリアルタイム情報提供：データ欠測の有無を確認 ・川の防災情報：回線停止表と併せて停止情報を確認 （障害情報掲載あり→報告内容に付加） ※冬期閉鎖局が含まれる場合は全欠測とならない ※川の防災情報に保守点検や閉局情報が掲載されている場合は報告対象外 不明点は開発建設部に確認すること ※河川情報センター（FRICS）から電話問合せを受ける場合がある
		開発建設部 受信欠測率100%	★	●	●	●	●	① 開発建設部単位で定時データの欠測が2回以上連続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること	
		開発建設部 受信欠測率50%以上		●	●	●	●	① 正時データの欠測が3回以上連続した場合は開発建設部に即メール報告 ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること	
				●	●	●	●	① 正時データの欠測が3回以上連続した場合は開発建設部に8:30以降メール報告(復旧した場合を含む) ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること	
		ブロック単位 受信欠測率100%	★	●	●	●	●	① ブロック単位（詳細下記）で定時データの欠測が2回以上連続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告の後、電話でも報告すること 道南ブロック（札幌、函館、小樽、室蘭）が全て欠測の場合 道北ブロック（旭川、網走、留萌）が全て欠測の場合 道東ブロック（釧路、帯広）が全て欠測の場合	
2	受信 北海道庁	全建設管理部 受信欠測率100%		●	●	●	●	① 全ての建設管理部で正時データの欠測が2回以上連続した場合は本局に即電話報告	※ユニキャストF/W（ラック203） ※毎年11月に道庁側で点検停電がある。 ・停電作業日については監督員に確認すること。 ・道庁側の作業終了後に本局のユニキャストF/Wの再起動が必要
				●	●	●	●	① 全ての建設管理部で正時データの欠測が2回以上連続した場合は本局に平日8:30以降電話報告 (復旧した場合を含む)	
		建設管理部 受信欠測率50%以上 または受信対象外		●	●	●	●	① 正時データの欠測が24時間程度連続した場合は本局に即電話報告	
				●	●	●	●	② 正時データの欠測が発生復旧を繰返す状態が24時間程度継続した場合は本局に平日8:30以降電話報告 (復旧した場合を含む)	
3	配信 統一河川	配信欠測率 1～100%		●	●	●	●	① 正時データの欠測が2回以上連続した場合は本局に即電話報告	
				●	●	●	●	① 正時データの欠測が2回以上連続した場合は本局に平日8:30以降電話報告(復旧した場合を含む)	
4	配信 防災情報 本局、旭川	配信欠測率1～100%		●	●	●	●	① 正時データの欠測が2回以上連続した場合は本局に即電話報告	
				●	●	●	●	① 正時データの欠測が2回以上連続した場合は本局に平日8:30以降電話報告(復旧した場合を含む)	
5	配信 静止画蓄積サーバ 本局、旭川	配信欠測率1～100%		●	●	●	●	① 正時データの欠測が2回以上連続した場合は本局に即電話報告	
				●	●	●	●	① 正時データの欠測が2回以上連続した場合は本局に8:30以降電話報告(復旧した場合を含む)	
② 異常水位の確認									
確認頻度：1日1回（14時前後）									
1	テレメータデータの異常値			●	●	●	●	① 降雨等が発生していない状況において避難判断水位以上の値を示すテレメータがある場合は本局に即メール報告※ ・河川情報センター（FRICS）からの異常値報告メールを受信している場合は報告不要 ※メール送信先は平日/休日で右記のとおりとする（具体的なメールアドレスは別紙記載資料参照）	平日＝職場PC ××××
				●	●	●	●	休日＝防災携帯 ××××	
川の防災情報（ http://www.river.go.jp/ ）における停止情報の確認について									
・外部インターネットサイト「川の防災情報」TOPページ→お知らせ→観測データについてのお知らせ一覧（またはシステムについてのお知らせ一覧）を参照、障害情報が掲載されている場合は報告対象とする									
・保守点検や閉局情報が掲載されている場合は報告対象外とする（掲載内容に不明点がある場合は開発建設部に確認すること）									

3. 情報通信システム

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（情報通信システム）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2		アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒して報告しても良い)		備 考
3 Cバンドレーダ 雨雪量計監視システム							
確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）							
1 受信系 関東地整 近畿地整	両系で欠測	★	●	●	●	① ピンネシリ（非MPLレーダ局）：データの欠測が2回（＝10分）以上連続欠測した場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・関東地整および近畿地整の運転監視員に状況を確認 ・WSVと幹線NW監視（幹線・本線）で発生局～本局間の関連アラームの発生状況を 確認
						② 乙部、函岳、霧裏山（MPLレーダ局）：データの欠測が5回（＝5分）以上連続欠測した場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること	
	片系で未受信 または未配信		●	●	① 次の時間で復旧しない場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい		
					① 次の時間で復旧しない場合は本局に平日8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい		
2 受信系 関東地整	欠測	●	●	●	① 近畿地整への代行状態が30分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ① 近畿地整への代行状態が30分程度継続した場合は本局に平日8:30以降電話報告(復旧した場合を含む)※	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・近畿地整への代行状態を確認 ・関東地整の運転監視員に状況を確認	
3 配信系 関東地整 近畿地整	片系で欠測	●	●	●	① 関東地整または近畿地整の運転監視員に状況を確認、確認結果と併せて本局に即電話報告 ① 関東地整または近畿地整運転監視員に状況を確認、確認結果と併せて本局に平日8:30以降電話報告 (復旧した場合を含む)	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・アラーム相手先（関東地整または近畿地整）の運転監視員に状況を確認	
	ファイルサーバ未配信		●	●	●	① 次の時間で欠測または未配信が発生した場合は報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※欠測または未配信の報告要領はそれぞれ該当するアラーム項目を確認のこと
4 LANアラーム LAN通信異常 光通信アラーム		●	●	●	① 受信履歴を確認、履歴に欠測がある場合は本局に即電話報告 ・欠測がない場合は記録のみでよい		
					① 受信履歴を確認、履歴に欠測があり次の時間で欠測が復旧しない場合は本局に即電話報告 ・欠測がない場合は記録のみでよい		
					② 受信履歴を確認、履歴に欠測があり次の時間で欠測が復旧した場合は本局に8:30以降電話報告 ・欠測がない場合は記録のみでよい		
5 遠隔監視制御装置 通信異常		●	●	●	① 10分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい ② 遠隔監視制御装置画面上で何れかの情報更新が停止または監視不可の場合は本局に即電話報告※ ・更新可能な場合は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・遠隔監視制御装置画面（××××）を確認 ・遠隔監視制御装置（ラック306）を目視確認	
6 動作監視装置 通信異常 観測状態 異常		●	●	●	① 10分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・欠測時は開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・受信履歴で欠測状態を確認	
					① 10分程度継続した場合で受信履歴の欠測が2回以上連続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・欠測時は開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ・復旧した場合は記録のみでよい		
					② 10分程度継続した場合で受信履歴の欠測が1回のみの場合は開発建設部に8:30以降電話報告※ ・欠測時は開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ・復旧した場合は記録のみでよい		
					③ 10分程度継続した場合で受信履歴の欠測がない場合は開発建設部に平日8:30以降電話報告※ ・欠測時は開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ・復旧した場合は記録のみでよい		

3. 情報通信システム

20260520-00版

平1 = 平日8:30～19:00

平2 = 平日19:00～翌8:30

休1 = 休日8:30～19:00

休2 = 休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（情報通信システム）

設備・アラーム項目			重要 障害	発生時間				アラーム発生時の対応および報告条件	備 考	
				平1	平2	休1	休2	(監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒して報告しても良い)		
▲ 7	通信異常/プロセス異常	空中線装置 送受信装置 信号処理装置 収集処理装置 レーダデータ分配装置		●		●		① 10分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・欠測時は開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい		
					●	●		① 10分程度継続した場合で受配信履歴の欠測が2回以上連続した場合は開発建設部に即電話報告 ・欠測時は開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ・復旧した場合は記録のみでよい		
								② 10分程度継続した場合で受配信履歴の欠測が1回のみの場合は開発建設部に8:30以降電話報告 ・欠測時は開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ・復旧した場合は記録のみでよい		
								③ 10分程度継続した場合で受配信履歴の欠測がない場合は開発建設部に平日8:30以降電話報告 ・欠測時は開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ・復旧した場合は記録のみでよい		
		レーダデータ蓄積装置 (本局)		●				① 30分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・受配信履歴で欠測状態を確認 ・レーダデータ蓄積装置（ラック306）を目視確認	
					●	●	●	① 30分程度継続した場合は本局に8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい		
		レーダデータ蓄積装置 (開発建設部)		●				① 30分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・欠測時は開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい		
					●	●	●	① 30分程度継続した場合は開発建設部に8:30以降電話報告※ ・欠測時は開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい		
		解析処理装置		●		●		① 10分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・欠測時は開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい		※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・アラーム履歴で相手装置を確認（複数に及ぶ場合は各開発建設部へ報告） ・受配信履歴で欠測状態を確認
					●	●		① 10分程度継続した場合で受配信履歴の欠測が2回以上連続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・欠測時は開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい		
								② 10分程度継続した場合で受配信履歴の欠測が1回のみの場合は開発建設部に8:30以降報告※ ・欠測時は開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい		
								③ 10分程度継続した場合で受配信履歴の欠測がない場合は開発建設部に平日8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい		
▼										

3. 情報通信システム

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（情報通信システム）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間				アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)	備 考
			平1	平2	休1	休2		
▲ 8	データ集配信装置 (開発建設部) 通信異常		●			●	① 10分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・欠測時は開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・アラーム履歴で相手装置を確認、地整運転監視員に状況確認 ・受配信履歴で欠測状態を確認
							① 10分程度継続した場合で受配信履歴の欠測が2回以上連続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・欠測時は開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
							② 10分程度継続した場合で受配信履歴の欠測が1回のみ場合は開発建設部に8:30以降電話報告※ ・欠測時は開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
							③ 10分程度継続した場合で受配信履歴の欠測がない場合は開発建設部に平日8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
9	雷サージ		●				① アラームリセットで復旧しない場合は開発建設部に即電話報告※ ・欠測時は開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・受配信履歴で欠測状態を確認
							① アラームリセットで復旧しない場合で受配信履歴の欠測が2回以上連続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・欠測時は開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
							② アラームリセットで復旧しない場合で受配信履歴の欠測が1回のみ場合は開発建設部に8:30以降電話報告※ ・欠測時は開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
							③ アラームリセットで復旧しない場合で受配信履歴の欠測がない場合は開発建設部に平日8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
10	その他装置の異常やアラーム		●			●	① 10分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・欠測時は開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
							① 10分程度継続した場合で受配信履歴の欠測が2回以上連続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・欠測時は開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
							② 10分程度継続した場合で受配信履歴の欠測が1回のみ場合は開発建設部に8:30以降電話報告※ ・欠測時は開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
							③ 10分程度継続した場合で受配信履歴の欠測がない場合は開発建設部に平日8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	

3. 情報通信システム

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（情報通信システム）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2		アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)		備 考	
4 Xバンドレーダ 雨量計監視システム								
確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）								
1	レーダサイトの欠測	★	●	●	●	① インターネットサイト「川の防災情報 レーダ雨量（XRAIN）」で検知エリアがグレイアウトしている場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ② 「Xバンド全国合成監視」で欠測している場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・WSVと幹線NW監視（幹線・本線）で発生局～本局間の関連アラームの発生状況を確認	
2	配信状況 合成局通信状況異常		●			① データの欠測が5回（1分×5回＝5分）以上連続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ② データの欠測が発生復旧を繰返す場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ③ データの欠測が2～4回（1分×2回＝2分～1分×4回＝4分）で復旧した場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ④ データの欠測が無い場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・アラーム相手先（関東地整または近畿地整）の運転監視員に状況を確認 ・Xバンド全国合成監視で欠測有無を確認	
				●	●	●	① データの欠測が5回（1分×5回＝5分）以上連続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ② データの欠測が発生復旧を繰返す場合は開発建設部に8:30以降電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ③ データの欠測が2～4回（1分×2回＝2分～1分×4回＝4分）で復旧した場合は開発建設部に8:30以降電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ④ データの欠測が無い場合は開発建設部に平日8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい ⑤ 代行状態が30分程度継続した場合は開発建設部に平日8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
3	観測状況 異常・アラーム		●			① データの欠測が5回（1分×5回＝5分）以上連続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ② データの欠測が発生復旧を繰返す場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ③ データの欠測が2～4回（1分×2回＝2分～1分×4回＝4分）で復旧した場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ④ データの欠測が無い場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい		
				●	●	●	① データの欠測が5回（1分×5回＝5分）以上連続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ② データの欠測が発生復旧を繰返す場合は開発建設部に8:30以降電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ③ データの欠測が2～4回（1分×2回＝2分～1分×4回＝4分）で復旧した場合は開発建設部に8:30以降電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ④ データの欠測が無い場合は開発建設部に平日8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	

3. 情報通信システム

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（情報通信システム）

設備・アラーム項目			重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2			アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒して報告しても良い)	備 考
▲ 4	機器ステータス 異常・アラーム			●			① データの欠測が5回（1分×5回＝5分）以上連続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ② データの欠測が発生復旧を繰返す場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ③ データの欠測が2～4回（1分×2回＝2分～1分×4回＝4分）で復旧した場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ④ データの欠測が無い場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・アラーム相手先（関東地整または近畿地整）の運転監視員に状況を確認 ・Xバンド全国合成監視で欠測有無を確認
				●	●	●	① データの欠測が5回（1分×5回＝5分）以上連続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ② データの欠測が発生復旧を繰返す場合は開発建設部に8:30以降電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ③ データの欠測が2～4回（1分×2回＝2分～1分×4回＝4分）で復旧した場合は開発建設部に8:30以降電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ④ データの欠測が無い場合は開発建設部に平日8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
5	データ変換装置 各種アラーム			●			① データの欠測が5回（1分×5回＝5分）以上連続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ② データの欠測が発生復旧を繰返す場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ③ データの欠測が2～4回（1分×2回＝2分～1分×4回＝4分）で復旧した場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ④ データの欠測が無い場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
				●	●	●	① データの欠測が5回（1分×5回＝5分）以上連続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ② データの欠測が発生復旧を繰返す場合は開発建設部に8:30以降電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ③ データの欠測が2～4回（1分×2回＝2分～1分×4回＝4分）で復旧した場合は開発建設部に8:30以降電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にもメールで状況報告すること ④ データの欠測が無い場合は開発建設部に平日8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
6	Web監視画面の 更新停止、アクセス不可	石狩・北広島 両局で発生		●	●	●	① ブラウザの表示更新を行っても復旧しない場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
		石狩・北広島 片局で発生		●			① ブラウザの表示更新を行っても復旧しない場合は開発建設部に即電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
				●	●	●	① ブラウザの表示更新を行っても復旧しない場合は開発建設部に平日8:30以降電話報告※ ・開発建設部報告後、本局にも電話で状況報告すること ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	

3. 情報通信システム

20260520-00版

平1 = 平日8:30～19:00

平2 = 平日19:00～翌8:30

休1 = 休日8:30～19:00

休2 = 休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（情報通信システム）

設備・アラーム項目		重要障害	発生時間				アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒して報告しても良い)		備考
			平1	平2	休1	休2			
5 VICSシステム (C1システム・ITSスポット)									
確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）									
1 ITSスポット 共通処理装置停止	両方停止		●	●	●	●	① 10分程度継続した場合は本局に即電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい	※VICSセンターまたは日本道路交通情報センター（JARTIC）から電話問合せを受ける 場合がある	
	片方停止		●		●	●	① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい		
			●		●	●	① 60分程度継続した場合は本局に平日8:30以降電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい		
2 ITSスポット その他サーバのアラーム			●				① 10分程度継続した場合は本局に即電話報告		
			●	●	●	① 10分程度継続した場合は本局に平日8:30以降電話報告			
3 ITSスポット RSUのアラーム	下記の個別ステータスを含む場合 ① ID99配信中 ② センター装置有効期限切れ発生 ③ ローカル装置有効期限切れ発生 ④ SPF未活性		●	●	●	●	① 24時間程度継続した時点で平1の場合は本局と道路維持課に即メール報告		
							② 24時間程度継続した時点で平2、休1、休2の場合は本局と道路維持課に平日8:30以降メール報告		
	上記以外		●	●	●	●	① 24時間程度継続した時点で平1の場合は開発建設部に即電話報告		
							② 24時間程度継続した時点で平2、休1、休2の場合は開発建設部に平日8:30以降報告		
6 C1処理サーバ 停止	両方停止		●		●		① 10分程度継続した場合は本局に即電話報告※ 本局報告後、道路維持課にもメールで状況報告	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・関東地整および近畿地整の運転監視員に状況を確認	
			●		●		① 10分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・本局報告後、道路維持課にもメールで状況報告すること		
							② 10分以内に復旧した場合は本局に平日8:30以降電話報告※ ・本局報告後、道路維持課にもメールで状況報告すること		
	片方停止		●				① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※		
		●	●	●		① 継続復旧に関わらず本局に平日8:30以降電話報告※			

3. 情報通信システム

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（情報通信システム）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2				アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒して報告しても良い)	備 考
6 道路管理情報システム (S1システム)								
確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）								
1	システム停止 内部Webサーバ（本局） 内部Webサーバ（旭川）	両方停止 またはアクセス不可	★	●	●	●	① 10分程度継続した場合は本局に即電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・DNSサーバ（電通リンクからログイン）： ドメイン管理画面で対象ホスト名に障害（●）が表示されていないか確認 （対象ホスト名：××××××）
		片方停止 またはアクセス不可		●	●		① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
				●	●		① 60分程度継続した場合は本局に8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
2	データ収集変換装置 各種アラーム	★	●	●	●	●	① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・本省運転監視員に統一河川情報システムの時間雨量現況表の国道路の受信状況を 確認 ・関東地整および近畿地整の運転監視員に状況を確認 ※日本道路交通情報センター（JARTIC）から電話問合せを受ける場合がある
3	メール送信装置 各種アラーム		●				① 10分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・MDaemonにログインできることを確認 ・防災メール配信装置（ラック304）を目視確認
			●	●	●	① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※		
						② 60分程度で復旧した場合は本局に平日8:30以降電話報告※		
4	外部Webサーバ（本局） 外部Webサーバ（旭川）	両方でアラーム	●		●		① 10分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・統一河川情報システム：データ欠測の有無を確認 ・道路テレメータシステム：データ欠測の有無を確認 ・防災情報共有システム：データ欠測の有無を確認 ・北海道地区道路情報：データ欠測及びカメラ画像の配信停止、「調整中」表示の有無を 確認
			●	●		① 10分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は本局に即電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい		
					② 10分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に8:30以降電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい			
	片方でアラーム	●		●		① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい		
		●	●		① 60分程度継続した場合は本局に8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい			

3. 情報通信システム

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（情報通信システム）

設備・アラーム項目		重要 障害		発生時間 平1 平2 休1 休2		アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒して報告しても良い)		備 考		
7 防災情報共有システム (サーバ運用監視・機器障害監視)						確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）				
1	サーバ運用監視画面 配信元サーバ S1 道路気象TM（赤） 事前通行規制（赤） 情報板（赤） 通行規制（赤）		●			① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・道路管理情報システム：データ欠測の有無を確認			
				● ● ●	① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は本局に即電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい					
					② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に平日8:30以降電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい					
2	サーバ運用監視画面 配信元サーバ 統一河川 河川TM（赤）		●			① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・統一河川情報システム：データ欠測の有無を確認			
				● ● ●	① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は本局に即電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい					
					② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に平日8:30以降電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい					
3	サーバ運用監視画面 配信元サーバ 道路気象 火山（赤）		●			① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・道路テレメータシステム：データ欠測の有無を確認			
				● ● ●	① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は本局に即電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい					
					② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に平日8:30以降電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい					
4	サーバ運用監視画面 配信元サーバ カメラ管理 カメラ（赤）		●			① ①60分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・カメラ管理制御システム：稼働状況を確認			
				● ● ●	① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は本局に即電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい					
					② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に平日8:30以降電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい					
5	サーバ運用監視画面 配信元サーバ レーダ レーダ（赤）		●			① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・Cバンドレーダ雨雪量計システム、Xバンドレーダ雨量計システム：稼働状況を確認			
				● ● ●	① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は本局に即電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい					
					② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に平日8:30以降電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい					
6	サーバ運用監視画面 配信元サーバ 十勝岳 火山（赤）		●			① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・機器障害監視画面 プロキシサーバ（帯広）：稼働状況を確認			
				● ● ●	① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は本局に即電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい					
					② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に平日8:30以降電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい	※プロキシサーバ（帯広）＝防災情報共有ユニキャストF/W（帯広）				

3. 情報通信システム

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（情報通信システム）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2				アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)	備 考
▲ 7	サーバ運用監視画面 配信元サーバ 樽前山 火山（赤）		●				① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・機器障害監視画面 プロキシサーバ（室蘭）：稼働状況を確認 ※プロキシサーバ（室蘭）＝防災情報共有ユニキャストF/W（室蘭）
			●	●	●		① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は本局に即電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい	
							② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に平日8:30以降電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい	
8	サーバ運用監視画面 配信元サーバ 雌阿寒岳 火山（赤）		●				① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・機器障害監視画面 プロキシサーバ（釧路）：稼働状況を確認 ※プロキシサーバ（釧路）＝防災情報共有ユニキャストF/W（釧路）
			●	●	●		① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は本局に即電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい	
							② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に平日8:30以降電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい	
9	サーバ運用監視画面 配信元サーバ 道庁システム 河川TM（赤） 道路気象TM（赤）		●				① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・統一河川情報システム：データ欠測の有無を確認
			●	●	●		① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は本局に即電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい	
							② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に平日8:30以降電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい	
10	サーバ運用監視画面 配信元サーバ 気象情報受信 地震（赤） 気象警報（赤） 台風（赤） 配信元サーバ H1 通行規制（赤）		●	●	●	●	① 60分程度継続した場合は本局に即メール報告 ・復旧した場合は記録のみでよい	
11	サーバ運用監視画面 各開発建設部（赤）		●	●	●	●	① 60分程度継続した場合は開発建設部に即メール報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・機器障害監視画面 プロキシサーバ（各開発建設部）：稼働状況を確認 ※プロキシサーバ（各開発建設部）＝防災情報共有ユニキャストF/W（各開発建設部側）
12	機器障害監視画面 各種サーバ（プロキシサーバ以外） 障害（赤）		●				① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・道路管理情報システム：データ欠測の有無を確認
			●	●	●		① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は本局に即電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい	
							② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に平日8:30以降電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい	
13	機器障害監視画面 プロキシサーバ（各開発建設部） 障害（赤）		●				① 60分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・防災情報共有システム：サーバ運用監視画面で該当開発建設部管轄設備の状態を確認 ・道路管理情報システム：データ欠測の有無を確認 ※プロキシサーバ（各開発建設部）＝防災情報共有ユニキャストF/W（各開発建設部側）
			●	●	●		① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は開発建設部に即電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい	
							② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は開発建設部に平日8:30以降電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい	

3. 情報通信システム

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（情報通信システム）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2			アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)		備 考		
8 道の駅映像表示システム (道の駅システム)						確認頻度：毎週木曜日（平1、休1）				
1	登録機器一覧 稼働状況「異常」		●			① 稼働状況異常の場合は開発建設部に即電話報告			※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・道の駅映像表示装置（ラック305）を目視確認	
						② 全ての端末で稼働状況異常の場合は本局に即電話報告※				
				●		① 稼働状況異常の場合は開発建設部に平日8:30以降電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい				
						② 全ての端末で稼働状況異常の場合は本局に即電話報告※				
9 外部一般公開コンテンツ						確認頻度：1日1回（報告対応等による確認時間の前後は可）				
① 道路情報提供システム（北海道）										
1	カメラ画像（国道別） 全画像の「調整中」表示		●			① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に即電話報告			※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・カメラ管理制御システム：現地CCTV動画再生可否を確認、 カメラ映像緊急停止リスト登録状況を確認（登録済カメラは報告不要） ・静止画像蓄積システム：静止画像の蓄積状態を確認 ・カメラ映像蓄積管理装置（ESMPRO、Gurdian）：機器状態及び映像蓄積状を確認	
						② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は本局に即電話報告				
			●	●		① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に先行でメール報告後、8:30以降電話報告				
						② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は本局に先行でメール報告後、8:30以降電話報告				
2	カメラ画像（国道別） 路線単位または事務所単位で 「調整中」表示	北電停電なし	●	●		① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に即電話報告			※北電停電ありの場合は、確認対象に下記を追加すること ・北海道電力：架電のうえ停電の発生状況を確認	
						② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は開発建設部に即電話報告				
			●	●		① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に先行でメール報告後、8:30以降電話報告				
						② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は開発建設部に先行でメール報告後、8:30以降電話報告				
		北電停電あり	●	●		① 北電の停電が復電後も復旧しない場合は開発建設部に即電話報告※				
						① 北電の停電が復電後も復旧しない場合は先行でメール報告後、8:30以降電話報告※				
3	Web画面表示の異常 更新停止、アクセス不可等		●		●	① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい			※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・ブラウザ画面：エラーメッセージ表示の有無を確認	
						●	●	① 60分程度継続した場合は本局に先行でメール報告後、8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい		
4	気象観測値 異常値 ※「道路気象」画面から各観測値の 異常値の有無を確認する 本項目の確認頻度は1日1回 (平1、休1)		●	●				① 異常値と思われる値を確認した場合は本局の複数部門（備考欄参照）に14時頃までにメール報告※		

3. 情報通信システム

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（情報通信システム）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2		アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)	備 考	
確認頻度：1日1回（報告対応等による確認時間の前後は可）							
② 北海道地区道路情報（管理者向サイト）							
1	Web画面表示の異常 更新停止、アクセス不可等		●	●	① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・ブラウザ画面：エラーメッセージ表示の有無を確認	
			●	●	① 60分程度継続した場合は本局に先行でメール報告後、8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい		
確認頻度：1日1回（報告対応等による確認時間の前後は可）							
③ 河川リアルタイム情報システム ④ ダムリアルタイム情報システム ⑤ 火山リアルタイム情報システム							
1	静止画像の「調整中」表示	北電停電なし	●	●	① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に即電話報告	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・カメラ管理制御システム：現地CCTV動画再生可否を確認、 カメラ映像緊急停止リスト登録状況を確認（登録済カメラは報告不要） ・静止画像蓄積システム：静止画像の蓄積状態を確認 ・カメラ映像蓄積管理装置（ESMPRO、Gurdian）：機器状態及び映像蓄積状態を確認 ・リアルタイム死活監視画面：ping状態及び更新データ時刻を確認 http://××××	
					② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は開発建設部に即電話報告		
			●	●	① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に先行でメール報告後、8:30以降電話報告		
					② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は開発建設部に先行でメール報告後、8:30以降電話報告		
		北電停電あり	●	●	① 北電の停電が復電後も復旧しない場合は開発建設部に即電話報告※		※北電停電ありの場合は、確認対象に下記を追加すること ・北海道電力：架電のうえ停電の発生状況を確認
					① 北電の停電が復電後も復旧しない場合は開発建設部に先行でメール報告後、8:30以降電話報告※		
2	ダムリアルタイム情報システム 水位観測値の欠測	全てのダムで欠測	●	●	① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・統一河川情報システム：各ダムのデータ欠測の有無を確認 ・リアルタイム死活監視画面：ping状態及び更新データ時刻を確認 http://××××	
					●		●
			② 大雨警報、洪水警報が発表されていない状態で、60分程度継続した場合は本局に先行でメール報告後、8:30以降電話報告※				
		単一のダムで欠測	●	●	① 60分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※		
					●		●
			② 大雨警報、洪水警報が発表されていない状態で、60分程度継続した場合は開発建設部に先行でメール報告後、8:30以降電話報告※				
3	Web画面表示の異常 更新停止、アクセス不可等		●	●	① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・ブラウザ画面：エラーメッセージ表示の有無を確認 ・リアルタイム死活監視画面：ping状態及び更新データ時刻を確認 http://××××	
			●	●	① 60分程度継続した場合は本局に先行でメール報告後、8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい		

3. 情報通信システム

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（情報通信システム）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2			アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)	備 考
9 高規格道路情報システム (ITS-WEB)						確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）	
1	高規格APサーバ 本局・旭川 各種アラーム					① 10分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・高規格道路情報システム（本局、旭川）：画面を開き直し、画面が表示できる場合は下記の項目について差異の有無を確認 現在日時、観測日時 系統別監視画面の情報板表示内容 気象現況図の観測データ 交通量現況図の観測データ
						① 本局と旭川の画面を開き直し、どちらの画面も表示できない場合は本局に即電話報告 ・画面が表示できない場合はブラウザのエラーメッセージを確認すること	
						② 10分程度継続した場合は本局に8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
2	通信I/F変換サーバ#1～#4 本局・旭川 各種アラーム					① 10分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・高規格道路情報システム：管轄路線のデータ（気象、交通量、情報板等）更新状況、本局画面と旭川画面間の差異を確認 通信I/F変換サーバ#1（上川・白滝）：旭川紋別道、旭川十勝道 通信I/F変換サーバ#2（黒松内・函館・苫東）：黒松内新道、後志道、函館3路線、日高道 通信I/F変換サーバ#3（網走・深川・名寄・北見）：美幌BP、深川留萌道、名寄美深道、十勝オホーツク道、音中道路 通信I/F変換サーバ#4（釧路・豊富・帯広）：北海道横断道、根室状道、幌富豊富BP、帯広広尾道 ※本局の通信I/F変換サーバ（網走・深川・名寄・北見）の場合のみ、確認対象に下記を追加すること ・道路テレメータシステム：欠測状態（高規格道路）を確認
						① 本局と旭川の画面を開き直し、どちらの画面も表示できない場合は本局に即電話報告 ・画面が表示できない場合はブラウザのエラーメッセージを確認すること	
						② 10分程度継続した場合は本局に8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
3	通信I/F変換サーバ#6 （非常電話） 本局・旭川 各種アラーム					① 10分程度継続した場合は本局に即電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい	
						① 10分程度継続した場合は本局に平日8:30以降電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい	
4	DBサーバ 本局・旭川 各種アラーム					① 10分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・高規格道路情報システム（本局、旭川）：画面を開き直し、画面が表示できる場合は下記の項目について差異の有無を確認 現在日時、観測日時 系統別監視画面の情報板表示内容 気象現況図の観測データ 交通量現況図の観測データ
						① 本局と旭川の画面を開き直し、どちらの画面も表示できない場合は本局に即電話報告 ・画面が表示できない場合はブラウザのエラーメッセージを確認すること	
						② 10分程度継続した場合は本局に8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	

3. 情報通信システム

20260520-00版

平1 = 平日8:30～19:00

平2 = 平日19:00～翌8:30

休1 = 休日8:30～19:00

休2 = 休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（情報通信システム）

設備・アラーム項目		重要障害	発生時間				アラーム発生時の対応および報告条件	備 考
			平1	平2	休1	休2	(監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)	
▲ 5	CCTV画像切替サーバ 本局・旭川 各種アラーム		●		●		① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい	※当該サーバの役割：道路交通管理室のモニタスクロール制御
				●	●		② 60分程度継続した場合は本局に8:30以降電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい	
6	非常電話受付台#1～#3 各種アラーム		●		●		① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい	※当該サーバの役割：道路交通管理室の非常電話受付台を監視
				●	●		② 60分程度継続した場合は本局に8:30以降電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい	
7	IP-MCサーバ 本局・旭川 各種アラーム		●				① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・高規格道路情報システム（本局、旭川）：事象履歴でアラームを確認
				●	●	●	② 60分程度継続した場合は本局に8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
8	画像受信処理サーバ 各種アラーム					(運用前につき監視対象外)		
9	IPテレメータ監視装置 各種アラーム		●				① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
				●	●	●	② 60分程度継続した場合は本局に8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	
10 交通量常時観測システム 確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）								
1	交通量常時観測webサーバ 本局・旭川 各種アラーム		●		●		① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・交通量常時観測Webシステム：本局と旭川の画面を開き直し、画面が表示できることを確認
				●	●		① 本局と旭川の画面を開き直しても復旧しない場合は本局に8:30以降電話報告 ・画面が表示できない場合はブラウザのエラーメッセージを確認すること ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	

3. 情報通信システム

20260520-00版

平1 = 平日8:30～19:00

平2 = 平日19:00～翌8:30

休1 = 休日8:30～19:00

休2 = 休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（情報通信システム）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2			アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)	備 考
11 CCTV静止画像一覧 (CCTVカメラリスト)			確認頻度：1日4回（10:30頃、16:00頃、20:30頃、6:00頃）				
▼	1 全静止画像の「調整中」表示		●	●		① 60分程度継続し、関連システムを確認※後、本局に即電話報告	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・カメラ映像蓄積管理装置（ESMPRO、Gurdian）： 稼働状態を確認、カメラ画像の蓄積状態を確認 ・静止画像蓄積システム：静止画像の蓄積状態を確認 ・カメラ管理制御システム：現地CCTV動画再生可否を確認、 カメラ映像緊急停止リスト登録状況を確認（登録済カメラは報告不要） ※公開画像が含まれる場合は、確認対象に下記を追加すること ・河川リアルタイム情報システム（河川CCTVの場合）：カメラ画像を確認 ・ダムリアルタイム情報システム（ダムCCTVの場合）：カメラ画像を確認 ・火山リアルタイム情報システム（火山CCTVの場合）：カメラ画像を確認 ・北海道地区道路情報（道路CCTVの場合）：カメラ画像を確認
				●	●	① 60分程度継続し、関連システムを確認※後、本局に8:30以降メール報告	
	2 静止画像の異常 「調整中」表示 黒画面、白画面、青画面 カラーバー、ブロックノイズ ※下記の場合は報告不要 画角戻し忘れ 天候によるホワイトアウト画像 回線停止申請済の作業 ※事務所単位の異常は次項 を参照	公開画像	●	●		① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に即電話報告	
						② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は開発建設部に即電話報告	
				●	●	① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に8:30以降メール報告	
						② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は開発建設部に8:30以降メール報告	
		非公開画像	●			① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に即電話報告	
						② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は開発建設部に即電話報告	
				●	●	① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に平日8:30以降メール報告	
						② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は開発建設部に平日8:30以降メール報告	

3. 情報通信システム

20260520-00版

平1 = 平日8:30～19:00

平2 = 平日19:00～翌8:30

休1 = 休日8:30～19:00

休2 = 休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（情報通信システム）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間				アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)	備 考
			平1	平2	休1	休2		
▲	3	静止画像の異常（事務所単位） 「調整中」表示 黒画面、白画面、青画面 カラーバー、ブロックノイズ ※下記の場合は報告不要 画角戻し忘れ 天候によるホワイトアウト画像 回線停止申請済の作業	●	●	●	●	① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に即電話報告 ・道路CCTVは道路維持課にも状況報告すること（平1・休1は電話で報告、平2・休2はメールで報告） ② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は開発建設部に即電話報告 ・道路CCTVは道路維持課にも状況報告すること（平1・休1は電話で報告、平2・休2はメールで報告）	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・カメラ映像蓄積管理装置（ESMPRO、Gurdian）： 稼働状態を確認、カメラ画像の蓄積状態を確認 ・静止画像蓄積システム：静止画像の蓄積状態を確認 ・カメラ管理制御システム：現地CCTV動画再生可否を確認、 カメラ映像緊急停止リスト登録状況を確認（登録済カメラは報告不要） ※公開画像が含まれる場合は、確認対象に下記を追加すること ・河川リアルタイム情報システム（河川CCTVの場合）：カメラ画像を確認 ・ダムリアルタイム情報システム（ダムCCTVの場合）：カメラ画像を確認 ・火山リアルタイム情報システム（火山CCTVの場合）：カメラ画像を確認 ・北海道地区道路情報（道路CCTVの場合）：カメラ画像を確認 ※道路維持課のメール送信先（具体的なメールアドレスは別紙記載資料参照） ・職場PC： ×××× ・防災携帯： ××××

3. 情報通信システム

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（情報通信システム）

設備・アラーム項目		重要障害	発生時間		アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)	備 考			
		平1	平2	休1	休2				
12 カメラ映像蓄積管理装置 (ESMPRO、Guardian)									
確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）									
1	蓄積画像の「調整中」表示		●	●	① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に即電話報告	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・カメラ映像蓄積管理装置（ESMPRO、Gurdian）：稼働状態を確認 ・カメラ管理制御システム：現地CCTV動画再生可否を確認 ・河川リアルタイム情報システム（河川CCTVの場合）：カメラ画像を確認 ・ダムリアルタイム情報システム（ダムCCTVの場合）：カメラ画像を確認 ・火山リアルタイム情報システム（火山CCTVの場合）：カメラ画像を確認 ・北海道地区道路情報（道路CCTVの場合）：カメラ画像を確認			
					② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は開発建設部に即電話報告				
					① 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がない場合は本局に8:30以降メール報告				
					② 60分程度継続し、関連システムの確認結果※に異常がある場合は開発建設部に8:30以降メール報告				
2	機器障害		●	●	① 60分程度継続した場合は開発建設部に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・カメラ映像蓄積管理装置（ESMPRO、Gurdian）：カメラ画像の蓄積状態を確認			
			●	●	① 60分程度継続した場合は開発建設部に8:30以降メール報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい				
13 本局館内共聴映像									
確認頻度：適宜									
1	共聴映像の異常	マスコミ配信映像	●	●	① 異常発見から30分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・共聴映像：異常の内容（青画面、黒画面、カラーバー等）を確認 ・カメラ管理制御システム：現地CCTV動画再生可否を確認			
					② 通常配信されている映像と異なる映像が配信されている場合は本局に即電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい				
					●		●	① 異常発見から30分程度継続した場合は本局に8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい	※情報設備担当不在時は、計画担当に報告
					② 通常配信されている映像と異なる映像が配信されている場合は本局に8:30以降電話報告 ・復旧した場合は記録のみでよい				
	上記以外の映像	●		① 異常発見から30分程度継続した場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい					
				② 通常配信されている映像と異なる映像が配信されている場合は本局に即電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい					
				●	●	●	① 異常発見から30分程度継続した場合は本局に8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は、確認結果に異常がなければ記録のみでよい		
				② 通常配信されている映像と異なる映像が配信されている場合は本局に8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい					

3. 情報通信システム

20260520-00版

平1＝平日8:30～19:00

平2＝平日19:00～翌8:30

休1＝休日8:30～19:00

休2＝休日19:00～翌8:30

報告対応項目表（情報通信システム）

設備・アラーム項目		重要 障害	発生時間 平1 平2 休1 休2				アラーム発生時の対応および報告条件 (監督員の終業時刻を鑑みて報告条件が成立する前に前倒しで報告しても良い)	備 考
14 テレメータ装置 (WSV)							確認頻度：正時（報告対応等による確認時間の前後は可）	
1	TX1			●	●		① アラームが10分程度継続した場合でテレメータデータの欠測を伴う場合は開発建設部に即電話報告※	※下記の確認結果を付加して報告すること（時間がかかる場合は第2報としても可） ・統一河川情報システム、道路テレメータシステム：欠測の有無を確認
	RX1						② アラームが10分程度継続した場合でテレメータデータの欠測を伴わない場合は開発建設部に即メール報告※ ・復旧した場合やフェージングが推察される場合は記録のみでよい	
	TX2							
	RX2			●	●		① アラームが10分程度継続した場合でテレメータデータの欠測を伴う場合は開発建設部に8:30以降電話報告※ ・復旧した場合は記録のみでよい	※橈負山局のTMアラームは報告対象外
							② アラームが10分程度継続した場合でテレメータデータの欠測を伴わない場合は開発建設部に8:30以降メール報告※ ・復旧した場合やフェージングが推察される場合は記録のみでよい	
15 防災メール配信装置 (MDaemon)							確認頻度：1日1回（日勤）	
1	Web画面表示の異常 更新停止、アクセス不可等	河川系 道路系		●			① 60分程度継続した場合は本局に即電話報告	
					●		① 60分程度継続した場合は本局にメール報告	

多重無線局監視一覽

別添資料1

	開発建設部	無線局名	回線種別			レーダ局	発電機 監視対象
			1級回線	準1級回線	2級回線		
1	北海道開発局	本局	○	○			
2	札幌開発建設部	藻岩山	○	○	○		○
3	札幌開発建設部	馬追山	○		○		○
4	札幌開発建設部	千歳	○		○		○
5	室蘭開発建設部	新早来	○	○	○		○
6	室蘭開発建設部	苫小牧	○		○		○
7	室蘭開発建設部	上登別	○				○
8	室蘭開発建設部	登別	○				○
9	室蘭開発建設部	測量山	○				○
10	室蘭開発建設部	室蘭	○				
11	室蘭開発建設部	港北	○				○
12	函館開発建設部	七飯	○				○
13	函館開発建設部	函館	○	○	○		○
14	函館開発建設部	横津	○				○
15	北海道開発局	平館	○				○
16	北海道開発局	烏帽子	○				○
17	札幌開発建設部	手稲		○	○		○
18	小樽開発建設部	赤岩		○	○		○
19	小樽開発建設部	小樽		○			○
20	小樽開発建設部	毛無山		○			○
21	小樽開発建設部	稲穂嶺		○	○		○
22	小樽開発建設部	豊里		○			○
23	小樽開発建設部	橇負山		○	○		○
24	室蘭開発建設部	小花井山		○	○		○
25	函館開発建設部	富野		○	○		○
26	函館開発建設部	八雲		○	○		○
27	函館開発建設部	乙部岳		○	○	○	○
28	函館開発建設部	伏木戸		○	○		○
29	函館開発建設部	太平山		○			○
30	函館開発建設部	吉堀		○			○
31	函館開発建設部	函館山		○			○
32	札幌開発建設部	日の出		○	○		○
33	札幌開発建設部	中小屋		○			○
34	札幌開発建設部	滝川		○			○
35	札幌開発建設部	桜山		○	○		○
36	旭川開発建設部	神居山		○	○		○
37	留萌開発建設部	千望台		○	○		○
38	留萌開発建設部	留萌		○	○		
39	留萌開発建設部	千松		○			○
40	留萌開発建設部	羽幌		○			○
41	留萌開発建設部	栄		○			○
42	留萌開発建設部	北川口		○	○		○
43	稚内開発建設部	稚内公園		○			○
44	旭川開発建設部	旭川		○	○		
45	旭川開発建設部	塩狩		○	○		○
46	旭川開発建設部	多寄		○	○		○
47	旭川開発建設部	紋穂内		○	○		○
48	旭川開発建設部	函岳		○		○	○
49	稚内開発建設部	知駒		○	○		○
50	稚内開発建設部	試掘		○			○
51	旭川開発建設部	東山		○	○		○
52	網走開発建設部	和刈別		○			○
53	網走開発建設部	白滝		○			○
54	網走開発建設部	金湧		○			○
55	網走開発建設部	仁頃		○	○		○
56	網走開発建設部	北見		○			○
57	網走開発建設部	女満別		○			○
58	網走開発建設部	大曲		○			○
59	網走開発建設部	網走		○			
60	網走開発建設部	天都山		○			○
61	網走開発建設部	小清水		○			○
62	室蘭開発建設部	振内		○	○		○

多重無線局監視一覽

別添資料1

	開発建設部	無線局名	回線種別			レーダ局	発電機 監視対象
			1級回線	準1級回線	2級回線		
63	室蘭開発建設部	北日高		○			○
64	帯広開発建設部	日勝		○	○		○
65	帯広開発建設部	東芽室		○	○		○
66	帯広開発建設部	帯広		○			
67	帯広開発建設部	豊岡		○	○		○
68	釧路開発建設部	白糠		○			○
69	釧路開発建設部	釧路		○	○		
70	釧路開発建設部	塘路		○			○
71	北海道開発局	平岸		○			○
72	札幌開発建設部	ピンネシ		○		○	○
73	函館開発建設部	白神岳		○	○		○
74	札幌開発建設部	札幌		○	○		
75	稚内開発建設部	稚内		○	○		
76	釧路開発建設部	美羅尾		○	○		○
77	室蘭開発建設部	日高		○			○
78	帯広開発建設部	霧裏山		○		○	○
79	函館開発建設部	上磯			○		○
80	室蘭開発建設部	富川			○		○
81	室蘭開発建設部	笹山			○		○
82	室蘭開発建設部	井寒台			○		○
83	帯広開発建設部	大樹			○		○
84	札幌開発建設部	夕張スーパーハロ			○		
85	札幌開発建設部	西定山溪			○		○
86	札幌開発建設部	月寒			○		○
87	札幌開発建設部	新十津川			○		○
88	札幌開発建設部	空知川			○		
89	札幌開発建設部	深川西			○		○
90	札幌開発建設部	上芦別			○		○
91	小樽開発建設部	岩内			○		○
92	小樽開発建設部	黒松内			○		○
93	函館開発建設部	北中里			○		○
94	函館開発建設部	美利河			○		
95	室蘭開発建設部	平取本町			○		○
96	室蘭開発建設部	虻田			○		○
97	室蘭開発建設部	洞爺			○		○
98	室蘭開発建設部	樽前防災拠点			○		○
99	旭川開発建設部	士別			○		○
100	旭川開発建設部	高峰			○		○
101	旭川開発建設部	上川			○		○
102	網走開発建設部	三輪			○		○
103	稚内開発建設部	潮見			○		○
104	稚内開発建設部	歌登			○		○
105	網走開発建設部	中山			○		○
106	網走開発建設部	大山			○		○
107	網走開発建設部	上湧別			○		○
108	帯広開発建設部	西札内			○		○
109	旭川開発建設部	美瑛			○		○
110	帯広開発建設部	中土場			○		○
111	帯広開発建設部	月見台			○		○
112	帯広開発建設部	千代田			○		○
113	釧路開発建設部	貝塚			○		○
114	釧路開発建設部	西春別			○		○
115	釧路開発建設部	中標津			○		○
116	釧路開発建設部	後静			○		○
117	釧路開発建設部	厚床			○		○
118	函館開発建設部	森			○		○
119	室蘭開発建設部	浦河			○		○
120	札幌開発建設部	石狩			○	○	○
121	札幌開発建設部	岩見沢			○		○
122	札幌開発建設部	江別			○		○
123	札幌開発建設部	漁川			○		
124	札幌開発建設部	真谷地			○		○

多重無線局監視一覽

別添資料1

	開発建設部	無線局名	回線種別			レーダ局	発電機 監視対象
			1級回線	準1級回線	2級回線		
125	札幌開発建設部	北広島			○	○	○
126	札幌開発建設部	千歳川			○		○
127	札幌開発建設部	当別			○		○
128	札幌開発建設部	定山溪			○		
129	札幌開発建設部	豊平峡			○		
130	札幌開発建設部	川沿			○		○
131	札幌開発建設部	砂川			○		○
132	札幌開発建設部	滝里			○		○
133	札幌開発建設部	深川			○		○
134	旭川開発建設部	忠別			○		
135	小樽開発建設部	長橋			○		○
136	小樽開発建設部	蘭越			○		○
137	小樽開発建設部	倶知安			○		○
138	小樽開発建設部	歌島			○		○
139	函館開発建設部	桔梗			○		○
140	函館開発建設部	松前			○		○
141	函館開発建設部	江差			○		○
142	函館開発建設部	瀬棚			○		○
143	函館開発建設部	今金			○		○
144	函館開発建設部	奥尻			○		○
145	室蘭開発建設部	苫東中央			○		○
146	室蘭開発建設部	柏原			○		○
147	室蘭開発建設部	二風谷			○		
148	室蘭開発建設部	平取ダム			○		○
149	室蘭開発建設部	樽前別々			○		○
150	室蘭開発建設部	樽前錦岡			○		○
151	旭川開発建設部	永山			○		○
152	旭川開発建設部	名寄			○		○
153	旭川開発建設部	砺波			○		○
154	旭川開発建設部	岩尾内			○		
155	旭川開発建設部	美深			○		○
156	旭川開発建設部	神楽			○		○
157	旭川開発建設部	富良野			○		○
158	旭川開発建設部	菊水			○		○
159	旭川開発建設部	大雪			○		
160	留萌開発建設部	堀川			○		
161	留萌開発建設部	留萌ダム			○		
162	留萌開発建設部	天塩			○		○
163	留萌開発建設部	幌延			○		○
164	稚内開発建設部	枝幸			○		○
165	稚内開発建設部	浜頓別			○		○
166	網走開発建設部	鹿ノ子			○		
167	網走開発建設部	興部			○		○
168	網走開発建設部	遠軽			○		○
169	帯広開発建設部	札内川			○		
170	札幌開発建設部	金山			○		
171	帯広開発建設部	広尾			○		○
172	帯広開発建設部	十勝			○		
173	帯広開発建設部	上士幌			○		○
174	帯広開発建設部	足寄			○		○
175	帯広開発建設部	幕別			○		○
176	帯広開発建設部	清水			○		○
177	帯広開発建設部	利別			○		○
178	釧路開発建設部	釧路東			○		○
179	釧路開発建設部	弟子屈			○		○
180	釧路開発建設部	妹羅山			○		○
181	釧路開発建設部	根室			○		○
182	旭川開発建設部	サンル			○		○

北海道開発局統合通信ネットワーク運転監視

地震発生時対応チェックシート

各項目を監視担当と巡回担当に分けて記載しているが、双方の確認項目を積極的に分担し対応すること。

監視担当

番号	確 認 ・ 対 応 項 目	備 考	チェック
1	気象庁地震情報ページを開き、震度4以上の地震発生箇所・管轄建設部を特定。 ICE端末でアクセスする	地震発生箇所が幌延町の場合は留萌開建(幌延河川)と稚内開建に対して報告が必要。	☐
2	各種設備確認および報告対応を実施。		
①	本省運転監視員へ多重内線による通話(発信・着信)確認。	本省連絡先:×××-××××	☐
②	震源地周辺で映らないカメラが無いか確認。	道路管理情報 or 防災情報共有 or カメラ管理制御装置	☐
③	震源地周辺の道路情報板で伝送異常が発生していないか確認。	道路管理情報 or 防災情報共有	☐
④	震源地周辺の道路情報板に緊急地震情報が表示されている事を確認。	道路管理情報 or 防災情報共有	☐
⑤	「デジタル放送チャンネル一覧」に掲載している全てのchを確認。	資料:デジタル放送チャンネル一覧	☐
⑥	外部公開サイトに異常が無いか確認。	ICE端末のお気に入り「地震対応」フォルダを参照	☐
⑦	「光ファイバ線路監視装置」で線路障害・装置異常のアラーム確認。		☐
⑧	臨時巡回確認の結果を受け、開発建設部へ報告するための要点を整理。	※チェックシートの「特記事項」欄に記入	☐
⑨	①～⑧の確認結果を管轄開発建設部へ電話で第1報を報告。		☐
⑩	デジタル基盤整備課計画担当へ電話で第1報を報告。	※報告内容:①～⑧の結果と、⑨で誰に連絡したか	☐
⑪	その他、通常監視しているシステムに異常が無いか確認。		☐
⑫	追加があれば、管轄開発建設部へ⑪の確認結果を電話で第2報を報告。		☐
⑬	追加があれば、デジタル基盤整備課計画担当へ⑪の確認結果を電話で第2報を報告。	※報告内容:⑪の結果と、⑫で誰に連絡したか	☐
⑭	※震度5弱以上もしくはデジタル基盤整備課から確認依頼があった場合に実施。 ・確認手順書に基づきCisco Prime Infrastructureにログインできること。 ・ダッシュボード/ネットワーク概要画面で、「ICMP到達可能ステータス」または「SNMP到達可能ステータス」の「到達不能」カウント数が1以上になっているか確認 ・カウント数が1以上の場合は、「機器名」「設置場所名」を確認する。	※防災系の確認途中で確認依頼があっても防災系確認後に実施(防災系を優先)する ※確認手順書を参照	☐
⑮	⑭の結果を、デジタル基盤整備課 上席専門官(システム)へメール報告。	※テンプレート:【地震】◎◎開建行政系点検結果	☐
⑯	対応結果を管理技術者へメール報告。		☐

巡回担当 余震おそれがある場合は、ある程度地震が落ち着くまで16F以上の巡回は控える

番号	確 認 ・ 対 応 項 目				チェック
1	本局(札幌市北区)の気象庁発表震度が4以上の場合は、以下の条件に従って臨時巡回確認を実施。				☐
	階	場所	平日昼間	閉庁日または夜間	
	B1F	システム監視室	○	○	
		電源室	○	○	
		情報機器室	○	○	
	16F	河川情報機器室	○	●	
	17F	電気通信機器室	○	○	
	18F	無線室	○	○	
	屋上	屋上	●	●	

●は、入場申請が必要となるため現場の判断で入室しないこと。
監督職員経由で入室許可を取得後、守衛室に入場を申告したうえで入室。

巡回確認要領
ラックの倒壊や機器の飛び出しなどを確認する。
屋上設備
アンテナの向きや破損の有無、ケーブル等の断線の有無を確認する。

- ・監視員の安全確保を最優先とすること。
- ・ヘルメット、ライト、室内に掲示の連絡表を確認すること。
- ・庁舎内放送で避難指示が行われた場合はそれに従うこと。
- ・札幌市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、安全が確認されるまでヘルメットを着用すること。
- ・大きな地震の直後は余震の可能性があるので、階段や段差での踏み転倒に注意しエレベータは停止の可能性があるので極力使用を控えること。
- ・巡回確認においてラックの倒壊や機器の飛び出しを確認した場合は、無理に一人で直そうとしないこと。

気象警報報告対象一覧表

気象警報発表区分		開発建設部									
		札幌	函館	小樽	旭川	室蘭	釧路	帯広	網走	留萌	稚内
石狩地方	石狩北部	●									
	石狩中部	●									
	石狩南部	●									
空知地方	北空知	●									
	中空知	●									
	南空知	●									
後志地方	後志北部			●							
	羊蹄山麓			●							
	後志西部			●							
渡島地方	渡島北部		●								
	渡島東部		●								
	渡島西部		●								
檜山地方	檜山北部		●								
	檜山南部		●								
	檜山奥尻島		●								
胆振地方	胆振西部					●					
	胆振中部					●					
	胆振東部					●					
日高地方	日高西部					●					
	日高中部					●					
	日高東部					●					
上川地方	上川北部				●						
	上川中部				●						
	上川南部	●			●						
留萌地方	留萌北部									●	
	留萌中部									●	
	留萌南部									●	
宗谷地方	宗谷北部									●	●
	宗谷南部										●
	利尻・礼文										●
網走地方	網走西部								●		
	網走東部								●		
	網走南部								●		
北見地方	北見地方								●		
紋別地方	紋別北部								●		
	紋別南部								●		
十勝地方	十勝北部							●			
	十勝中部							●			
	十勝南部							●			
根室地方	根室北部						●				
	根室中部						●				
	根室南部						●				
釧路地方	釧路北部						●				
	釧路中部						●				
	釧路東部						●				
	釧路南西部						●				